

（栗塚報告委員） ソレハ起案者ガ間違ヘタノタロウト云フコトテ
御座イマシタ

（委員長） 之ハ「號」トヤルヨリ道ガナイ

（栗塚報告委員） 「何項ノ第一、第二」ト云ヘハ宜シウ御座イマ
ス

（委員長） 之ハ翻譯ニ任セヨウ

（南部委員） 然ウ云フ字ヲ拵ヘル必要ガナイト思ヒマス

（委員長） 「ヌメロー」幾ツト云フハ「第幾ツ」トハ云ヘヌ、「
アリネヤ」ト云フ字ハ「ヌメロー」ト同ジニナリマスカラ「第」
ト云フ字ハ日本字ニ書ケバ何モ役ニ立タヌ、其下タノ「號」トカ
云フノテ分ルノタカラ

（南部委員） 「第一、第二」ト云ヒマスカラ「第一號、第二號」
ト變ツタコトハアリマセン

（委員長） 若シモ「號」ト書クノガ悪ルケレバ翻譯へ行ツテ論ジ
テ翻譯テ變更スレハ直シマスガ、此處デ無茶苦茶ニ變ヘルコトハ
出来ヌ

（栗塚報告委員） 「第何號」ト書クト御定ノニナツテモ宜シウ御
座イマス

（南部委員） 然ウスルト構成法モ「イロハ」トナツテ居リマスガ、
彼モ「イ番」トカ「ロ番」トカ書カナケレハナリマセン

（委員長） ソレハ「イ號」ハ號ニ記載シタルト書カナケレハナラ
ヌ

（清岡委員） ソレナラ「八百八十一條ノ第一項第二號」ト書イテ
吳レバ宜シイ

（委員長） 此處ハ原書ノ字サヘ書換ヘレバ無論書換ヘルニ違ヒア
リマセン、諸君ノ論ガ項デ宜シイト八條モ「項」トシナケレハナ

ラヌ

(渡 委員) 「第二ニ」デ差支ナサソウナモノタ

(清岡委員) 商法ノ方テハ「號」ト云フ字チ刪ル積リテアツタ

(委員長) 商法ノ方テハ「號」ト云フ字カ原書ニアルノチ此方計
リ刪ツタカラ是非原書ノ様ニ書キ度イト云フカラソレニシタガ、
原書迄壞ハシテ行クナラ箋作モ論ハナイ

(南部委員) 商法モ「三」トシマシタカラ之モ「二」トシ度イト
云フノテ御座イマス

(委員長) 商法デ「二」トシタノガ壞ハレテ、商法ニノンブル「
二」トアツテ箋作ガ此處へ來テ原文チ直セバ宜シイガ、原文チ其
儘ニシテ之チ刪テハ困ル、是非「號」トシテ下サイト云テ前翻譯
通りニシマシタ、處ガ八十八條ニ「ノンブル」カアツテ之ハ「項」
トナツテ居ル七條ハ「アリネヤ」ト云フ字チ書イタノハ翻譯局ノ

民財四ノ二九九

誤リテス、併シ翻譯局テハ原文ノ通り譯シタト云テ威張テ居ル

(南部委員) 日本テハ「第二」デ宜サソウナモノテス

(委員長) 處ガ然ウハ云へヌ恰度同ジニ法律ガ見ヘル様ニ差支ガ
ナケレバ「號」チ刪テモ宜シイガ、ソレ迄ハ「號」トシテ置イテ
宜シイト思ヒマス

(栗塚報告委員) 之ハ原案者ニ聞キマシタ處ガ「號」ト云フ字デ
御座イマス

(渡 委員) 「號」ト云フ字ノ存廢デ御座イマスガ、翻譯局長ガ
委員長ノ所へ來テ「號」チ取除ケテハ差支ガアルト云フコトチ演
へタノテアリマスガ委員會デハ取除クト云フコトニ決シ來タノテ
御座イマスカラ、之チ置カナケレハナラヌト云フナレバ「號」ト
云フ字チ必ラス添へテ行クカ行カヌカテ御座イマスガ、商法デ刪
リマシタカラ更ニ委員會デ起シテ商法ノ議決ニ入レルカ入レヌカ

ヲ決シナケレバナリマスマイ

(委員長) ソレガ此處ノ憲法ニ背イテヤツタノテ文字ハ此處ノ責任テハナイノチ此處デヤツタカラ著作カラ差サレテ「ノンブル」ト云フ字ヲ刪テ吳レナケレバ翻譯ガ出來ナイト云フ、故ニ此處デ原書ノ字迄刪レバ著作モ論ハナイガ「號」ノ字計リ刪ツタカラ翻譯ガ出來ナイト云フ、詰リ此處デ仕事チャリ損ニナツタノタカラ仕方ガナイ

(渡 委員) 之ハ此處ノ越權トハ云ヘヌ「第」ノ字ガアルカラ刪ラントシタノテ御座イマスガ日本文ニ分リ易イ様ニスルニハ「號」ハナクテモ宜シイト云テ刪ツタノタカラ越權ト云フノテハナカロウト思ヒマス

(委員長) 此處デ翻譯スルナレバ宜シイガ「第」ノ字ハ「項」ノトキニモ使ウカラ「ヌメロー」ト云フ字ガ出タトキハ「號」ノ字ヲ作ル「ヌメロー」ト云フ字ハ「第」ノ字ニハ通用セヌ、ソコサニ翻譯局テハ「號」ノ字ヲ使ウヨリ外ニ道ガナイト云フノタカラ此處デ解釋ガ付イテ一々此處デ翻譯シマシヨウト云テ引受ルコトガ出來レバ宜シイガ、ソレガ出來ヌカラ翻譯局ノ說ニ從ハナケレハナラヌ

(鶴田委員) 之ハ「號」ノ字デ置イテモ商法ト一緒ニナル様ニシナケレバナラヌ

(委員長) 商法ハ「號」ヲ入レタノテス

(尾崎委員) 「號」デ宜シイ

(委員長) 之ハ「號」ニ直シマシヨウ「ボアソナード」ノ過チニ違イナイ

(栗塚報告委員) 佛蘭西テハ「アリネヤ」チ色々ニ使ヒマス、「項」計リテハアリマセン、「號」ト云フ處ニモ使ヒマス、併シ此

處ハ「第二號」トヤツテ來マシタカ「項」ノ處ニ使ウ場合ガアリ
マス

(委員長) ソレハ能ク定メヌト宜シクナイ

(鶴田委員) 「三百八十四條ヲ適用ス」トハ出來マセンカ

(栗塚報告委員) 第二ニ定メタル負擔スヘキニ非スシテ辨濟スヘ

キモノト云フノハ三百八十四條迄ヲ申シテ八十一條中ノ虛妄不法

ノ成立ヲ止メテ、他ノ虛妄ノ處ハ八十四條ヲ適用スル、併シ然ウ

ハ云フケレトモ不法ノ原由ヲ誰某ヲ殺シテ與レト云テ金ヲヤリマ

シテハ取戻スコトハ出來ヌゾヨト云フノテス

(鶴田委員) 「有價物」ハ

(栗塚報告委員) 「物又ハ代價」ト云フコトテス

(鶴田委員) 價値ノアル品物ト云フコトテスカ

(栗塚報告委員) 然ウテス、終リノ「與ヘラレタル物」ハ「與ヘ

タル物」ト致シマス

(清岡委員) 「若シ」ハ宜シクナイ「取戻ハ許サス」デ宜サソウ

ナモノタ

(鶴田委員) 「又ハ有價物」ヲ刪テ「物ノ取戻」丈ケデ宜シカロ

ウ

(渡委員) 「物即チ有價物」デハナイカ

(村田委員) 併シ證書モ公債證書モアルカラ、有價物ト物ト二ツ

カ必要ダ

(渡委員) 物ハ萬物ダカラ有價物モ適入ル、無價物ト云フノハ

ナカロウ

(栗塚報告委員) 此處計リテハアリマセン何處ニモ云テ居リマス

(松岡委員) 前條ノ「負擔シタル物」ト云フノハ有價物ハナイノ

カ



(委員長) 「他ノ給付」ト云フ「他」ノ字ヲ刪テハドウタロウ

(栗塚報告委員) 御刪リニナツテハ大變テス、之ハ今迄申シテ來
タ他ノ給付ト云フコトヲ御座イマスカラ、「二號中上ニ記載シタ
ルモノ、他ノ給付」トテモ云ハナケレバナリマセン

(南部委員) 二號中ノ上ニ書イテアル様ニナル

(委員長) 「第二號ニ記載シタルモノ、中前條ニ記載シタルモノ
ヲ除クノ外」カ

(栗塚報告委員) 「第二號ニ定メタル給付ニシテ前數條ニ記載シ
タル他ノ給付ハ」トスレバ宜シイ

(笠作委員) 私ノ説ハ「給付ニシテ辨濟ノ名義ニ非ラサルモノハ」
ト書キ度イノテス

(栗塚報告委員) 「辨濟ノ性質ヲ有セサルモノニモ亦第三百八十
四條ヲ適用ス」デ御座イマス

(委員長) ソレナラハ分ル

(栗塚報告委員) 二項ハ「之ヲ許サス」ト致シマス

(委員長) ソレテハ修正シマス

本條ハ左ノ如ク議決ス

第三百八十七條 第三百八十一條第二號ニ定メタル給付ニシテ
辨濟ノ性質ヲ有セサルモノニモ亦第三百八十四條ヲ適用ス

然レトモ不法ノ原由ノ爲メ與ヘタル物又ハ有價物ノ取戻ハ若シ
其原由カ之ヲ與ヘタル者ノ方ニ於テ不法ナルトキハ之ヲ許サス

于時午後第三時閉會

日本島嶼振興會

民法草案財產篇中人權第廿八號議事筆記

日本學術振興會

民法草案財産篇第廿八號議事筆記

自第三百八十八條至第四百二條及ヒ第三百廿九條留保

明治廿一年二月廿一日午前第九時卅分開會

人 權

第三百八十八條朗讀ス

第三百八十八條 第三百八十一條第二號ニ定メタル給付ヲ惡意ニテ受ケタル者ハ訴ノ日ニ不當ニ利ヲ得テアリシモノ、外元金ヲ受ケタル時ヨリノ其適法ノ利息、確定物ノ果實及ヒ產物ヲ收取スルコトヲ怠リタルトキト雖モ其果實產物及ヒ自己ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ生シタル滅失又ハ毀損ハ勿論意外又ハ抗拒スルコトヲ得サル原由ニ出ツル滅失又ハ毀損ト雖モ若シ其滅失又ハ毀損カ物ヲ引渡シタル者ノ方ニ於テ生スヘカラサリシトキハ其償金ヲ返還スヘシ(第千三百七十八條、第千三百七十九條)

修正案 第三百八十八條 第三百八十一條第二號ニ定メタル給

付テ悪意ニテ受ケタル者ハ訴ノ日ニ不當ニ利ヲ得テアリシモノ外左ノモノヲ返還スヘシ

第一 元金ヲ受ケタル時ヨリノ適法ノ利息

第二 確定物ノ果實及ヒ產物但其收取ヲ怠リタルトキト雖モ

亦同シ

第三 自己ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ生シタル滅失又ハ毀損ノ價

金然ノミナラス意外又ハ不可抗ノ原由ニ出ツル滅失又ハ毀

損ト雖モ其滅失毀損カ物ヲ引渡シタル者ノ方ニ於テ生スヘ

カラサリシトキハ其價金

(村田委員) 此八十一條第二號ハ「又」カラ下チ云フノテスカ

(今村報告委員) 第二號ハ全体テ御座イマス

(鶴田委員) 修正ノ通りテ異議ナシ

(今村報告委員) 「訴ノ日」ト云フコトハ修正シタ方テス、第一

第二第三ト擧ケテ都合ガ悪ルウ御座イマスガ原書テハ一項ニ書イテ仕舞ツテ然シテ原文ノ順序チ云フト第二項ニ定メタル給付ヲ受ケタルモノハ返還スヘシトナツテ居リマス、然ウシテ間ニ「訴ノ日ニ不當ノ利ヲ得テアリシモノ、外」ト云フコトガ御座イマス、簡様ナ訴ガ起リマシタ、私ハ百圓受取テ其年ノ十二月三十一日ニ訴ヘガ起ル、三十一日ニ不當ノ利ヲ得タノハ元金ノ百圓ト利息ト併セテ、訴ノ日ノ不當ノ利ト外讀メナイ、處ガ後チ讀ンデ見ルト元金ヲ受ケタルトキヨリノ適法ノ利息トアルカラ二重ノ利ヲ取ル様ニナルカラ「ボアソナード」ニ質問シマシタ、受ケタ日カラ訴ヘノ日迄ハ二重ノ利ヲ取ル積リカト聞キマシタ處ガ、成程文字デハ其様ニ見ヘルカ知レヌガ、全ク一体ノ文章ハ不當ノ利ヲ得テアリシモノガ何デ入用デアルカト云フト終リノ處ニ若シ物ガ滅失シテモ拂ハナケレハナラヌ訴ノ日ニ存シテ居ルモノハ無論ノ話シダ

ガ、滅失シテモ不當ニ得タモノハ拂ハナケレバナラヌト云フコト
ガ此項ノ終リニ書イテアルト云フ説明デアリマシタ、成程左様ニ
云ヘハ然ウ聞ヘマスガ、此様ニ修正スレバ尙ホ以テノコト日本ノ
文章テハ「訴ノ日」ト云フコトハ無い方ガ宜シイト思ヒマス

(鶴田委員) 第三ニ至テ如何ナル譯テ訴ノ日ニ入りマスカ、私ハ
無クテモ宜シイト思フ、訴ヘガナケレバヤラスニ濟ムト云フコト
ダロウガ、之ハ法律上ノ義務ヲ示シタモノタロウ

(今村報告委員) 返ヘサナケレバナラヌト云フコトハ大体定ツテ
居ル、元金丈ケカト云フト左様テハナイ、其外果實又ハ金ナレバ
利息、又滅失スレバ己レノ過愆ナレバ無論テス

(鶴田委員) 「訴ノ日」ガ其處ニナケレハナラヌト云フノハドウ
云フ譯テスカ

(松岡委員) 私ニ云ハセルト翻譯ガ悪ルイト思フ、前譯ヲ見ルト、

「訴ヲ受ケタ日迄不當ニ得タ利益ノ外」トアル、之ヲ書イタ人ノ
心持ヲ探ネルト悪意ヲ受ケタ人間カ訴ノ日迄不當ニ得タル利益ハ
別段ノ催促モナクトモ遲滞ニ付シタル道理テ利息ガ生スル果實モ
返ヘス

(今村報告委員) 訴ノ日迄ニ得テアリシ外ト云フノテス、私モ貴
君ノ如クニ讀ンデ私ガ悪意ヲ金ヲ受取り、六月卅一日ニ訴ガ起リ
マシタ、其レテ私ガ商賣シテ利息ヲ取テ居ルカモ知レヌ、又果實
モ公債證書ヲ買テ利ヲ取テ居ル、貸シテ居ル外ノ利息ヲ取テ居ル、
尙ホ其外ニ不當ノ利ヲ得テ居ルカ知レヌ

(松岡委員) 不當ノ利ト云フノハ百兩テ、夫レヲ戻スノハ云フ迄
モナイ、之ハ受取タトキカラ訴ノ日迄利息ガ付クゾト云フノタ

(今村報告委員) 然ウスルト二重ニナツテ居ル

(松岡委員) 不當ニ得タ利ト云フノカ元金ダ前條テモ五十圓ノ馬

ヲ受取ルニ七十圓受取タノガ元金ダ

(今村報告委員) 其意味ナレバ悪意ニ受ケタルモノハ不當ニ得タルモノ、外元金ヲト云フノテス「訴ノ日」ト云フ文字ガアルト貴君ノ様ナ解釋ハ出來マセン

(栗塚報告委員) 松岡サンノ様ナ解釋ダト「訴ノ日」ト云フノガ必要ト思ヒマス、取テ返ヘサスニ持テ居テ、訴ヘラル、トキ迄持テ居タト云フ意味チ現ハシテ居ルノテス、現ニ受取ツタ者ト云フモノチ訴ノ日迄返ヘサスニ持テ居タ人ト云フノテス、最早一部分テモ返ヘセバ宜シイ、然ウスレバ訴ノ日迄返ヘサヌモノチヤレト云フノテス

(松岡委員) 之ガナケレバ分ラヌカト云フニ左様テハナイ、去リ乍ラ之ガアツテ甚ダ悪ルイト云フコトモナイ、利ト云フ字チ物ト書カヌノハ確定日附ト分ケタノタロウ

(栗塚報告委員) 「訴ノ日」ト云フ字ガアル爲メニ儲ケチシテ置イタ去年ノ六月ニ貴君ガ私ニ下スツタ、私ハ去年ノ六月ニ取ルヘキモノテナイ、去年ノ暮ニ取ルヘキモノダ、ソレテ私ガ金チ儲ケテ百圓ノ物ガ二百圓ニナツタノハ利息テハナイ、元金ダト云フ説ガアリマス

(松岡委員) ソレハ遣入ラヌ、ソレテ云フト損チシタトキハ如何スルカ

(栗塚報告委員) 左様テス、貴君ト私ト御同論ダカラ

(今村報告委員) 訴ノ日ニ不當ノ利チ得テアリシモノト云フト、私ガ百圓取テ一年經テ訴ヘラレル、其前ニ盜賊ニ取ラレ、バ不當ノ利チ得ナイ、損チシテ居ルカ知レヌカラ悪意ニテ受取タルモノハ兎モ角モ其外ノ金ナレバ果實田地ナレバ米ナリ麥ナリ作ルト云フコトニナロウト思ヒマス、ソレテ私ガ「訴ノ日」ト云フ字チ刪

リマシタ

(鶴田委員) 訴ノ日ニ不當ノ利ヲ得タルト云フト語ガ悪ルイ

(今村報告委員) 訴ノ日ニ不當ノ利ヲ得テアリシモノ百圓ナラ百

圓デ金儲ケテシテ、二百圓ニナツテ居ルカ知レヌ、若シ其反對デ

五十圓ニナツテ居ルカ知レヌ、訴ノ日ヲ以テ返ヘスヘキ高ヲ定メ

タノハ悪ルイ金テ受取ツタモノト云フコトガ分リサヘスレバ宜シ

イ

(清岡委員) 訴ノ日ト云フノハ如何ナルコトカ

(栗塚報告委員) 訴ノ日迄ニ返ヘセナカツタモノト云フノテス

(渡委員) 成程「訴ノ日」ハナイ方ガ宜シイ

(鶴田委員) ナイ方ガ宜シイ

(清岡委員) 訴ヘル訴ヘナイニハ關係セヌカラ關ツテ宜シイ

(今村報告委員) 唯論ノ起ルノハ不當ニ得タ元ノモノハ無論返ヘ

サナケレバナリマセン、或ハ悪意ヲ滅失シタモノハ如何スルカト云フ論ガ起ルガ、悪意ヲ得タ物ヲ返ヘサナケレハナラヌト云フノハ無論テアル、無論ノモノニ「訴ノ日」杯ト云フ苗字ヲ付ケルハ宜シクナイ

(尾崎委員) 削リマシヨウ、ソレカラ「不當ニ」ハ無クテモ宜シ

カロウ

(松岡委員) 「不當ニ得タル利益ノ外」トスルカ

(渡委員) 「不當ニ利ヲ得テアリシモノ、外」デ宜シイ

(南部委員) 「アリシ」ハ「訴ノ日」ニ掛テ居ルダロウ

(今村報告委員) 左様テス、「訴ノ日」ヲ刪レバ「アリシ」ハオ

カシイ

(松岡委員) 「不當ノ利ヲ得タルモノ、外」ガ宜シイ

(鶴田委員) 前ニ「者」ト云フ字ガアルカラ「モノ」ハオカシイ、

「不當ニ得タル利得ノ外」ガ宜シイ

(清岡委員) 「不當ニ得タル利益ノ外」デ宜シイ

(南部委員) 「利益」ト云フト語弊ガアル

(松岡委員) 八十一條カラ「利益」ト云フ字ガ通ツテ居ルカラ「

利益」デ宜シイ

(鶴田委員) ソレテハ「不當ニ得タル利益ノ外」トシマシヨウ

(尾崎委員) ソレガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「物ノ外」ガ宜シウ御座イマス

(今村報告委員) 鳥渡参考ニ申上マスガ、此「不當ニ得タル」ト

云フノハ八十一條ノ二項デ御座イマス

(南部委員) 「モノ」ガ宜シカロウ

(栗塚報告委員) ソレハ保證シマス「物」デ宜シウ御座イマス

(鶴田委員) 下タノハ「モノ」カ

(栗塚報告委員) 之ハ「モノ」ト願ヒマス

(鶴田委員) 「尙ホ左ノモノテ」シタラ宜シカロウ

(尾崎委員) 「尙ホ」ハ無クテモ宜シイ

(松岡委員) 「自己ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ生シタル滅失」ト云フ

ノハ何處チ受ケテ居ルダロウ

(栗塚報告委員) 不當ニ得タル物ノ自己ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ生

シタル滅失デ御座イマス

(松岡委員) 宜シウ御座イマス

(栗塚報告委員) ソレハ受合マス

(松岡委員) 原案テハ確定日附チ受ケテ居ル

(栗塚報告委員) 原書テハ三百八十一條ニ受ケタ給付ハ返ヘスヘ

シトシテアリマス、元金ノ利息、次キニ果實產物、次キニ自己ノ

過愆又ハ懈怠ヨリ生シタル滅失デ御座イマス

(松岡委員) 些ト頭マガ足ラヌテハナイカ

(渡委員) 初ノ「物」ト云フ字ヲ受ケテ居ルノタロウ

(清岡委員) 「不可抗力」デハナイカ

(栗塚報告委員) 「不可抗」デ御座イマス

(今村報告委員) 「不可抗力」ト云ヘハ「原由」ト云フ字ハ入ラ

ヌ様ニナル

(松岡委員) 誠ニ角兵衛獅子ノ様ナ文ダナ

本條ハ左ノ如ク決ス

第三百八十一條第二號ニ定メタル給付ヲ惡意ニテ受ケタル者ハ不當ニ利ヲ得タル物ノ外左ノモノヲ返還スヘシ

第一第二第三ハ報告委員ノ修正說ニ決ス

第三百八十九條朗讀ス

第三百八十九條 若シ不當ニ受ケラレタル物カ不動産ニシテ且其

不動産カ移付セラレタルトキハ之ヲ引渡シタル者ハ自己ノ撰擇ヲ以テ或ハ第三占有者ニ對シテ其回收ヲ訴ヘ或ハ之ヲ移付シタ者ニ對シテ其取戻ヲ訴フルコトヲ得

惡意ノ場合ニ於テハ取戻ハ不動産ノ評價格タリ善意ノ場合ニ於テハ其不動産ニ付キ得タル代價又ハ其代價ノ事ニ關シテ存スル訴權タルノミ(第千三百八十條)

修正案 第一項且其不動産カノ下ニ「第三者ニ」ノ四字ヲ挿入シトキハノ下ニ「最初ニ」ノ三字ヲ挿入ス

同條第二項惡意ノ上ニ「其取戻ハ」ノ四字ヲ挿入シ「於テハ」ノ下「取戻ハ」ノ三字ヲ刪除ス

(栗塚報告委員) 「其取戻」ハ「還價」トナリマス、其外修正ガ出テ居リマス

(橋田委員) 取戻ト回收トハ違ヒマスカ

(栗塚報告委員) 同ジテス、取戻カ還價トナツタノハ其レカラ起
ツタノテ御座イマス「不當ニ受ケラレタル」ハ「不當ニ受ケタル」
ト致シマシヨウ

(松岡委員) 左様ニシナケレバ分ラヌ「受ケラレタル」ト云フノ
ハ何ノコトヤラ分ラヌ

(栗塚報告委員) 「且其不動産ヲ第三者ニ移付シタルトキハ」ト
ナリマス

(尾崎委員) 悪意ノ場合ニハ評價額ヲ辨償シテ善意ノ場合ニハ代
價デヤルノハオカシイ

(南部委員) 悪意ノ場合テハ安ク賣リマス、ソレヲ見ナケレハナ
リマセン

(栗塚報告委員) 盜賊品ヲ高ク賣ル氣遣ヒハアリマセン
(尾崎委員) 第三者ニ係ツタ物ヲ取返ヘス場合ニハ還價ト云フノ

ハ自分ノ勝手ダ

(松岡委員) 併シ法文ガ不充分ダナ、必ラズ評價額ニシナケレハ
ナラヌ様ニナリヤセヌカ

(清岡委員) 必ラズ評價額ニナル

(松岡委員) 少シ値段ノ下ツタ時分ニ評價サセルト損チスル、去
年他デ取タトキハ百圓デ返ヘストキ評價額ガ八十圓ナレバ二十圓
儲カル、評價額テモ何レテモ擧フ様ナコトヲ見セ度イ

(清岡委員) 左様ナル場合ニハ回收ヲ訴ヘルダロウ

(松岡委員) 地面ガ下ツタトキハ

(栗塚報告委員) 下ツタトキハ其評價額ニ依ル

(松岡委員) 上ツタ時分モ當時ノ評價テスカ

(栗塚報告委員) 代價モ當時ノ代價テス

(尾崎委員) 最初千兩ニ取ツタノガ今地ガ下ツテ八百圓ニナツタ

トキハ

(栗塚報告委員) 然ウスレバ品物ノ回收ヲ訴ヘマス

(南部委員) 品物ヲ受取ツタトキノ價テス

(松岡委員) ソレナラハ「當時ノ評價」ト云フコトヲ入レナケレ

バナリマセン

(渡 委員) 果シテ當時ガ宜シイカ分ラヌ

(鶴田委員) 高イ評價額ニ依ルノタロウ、之ハ現品ノ高クナツテ

居ル處ヲ見テ法律ヲ書イタノタロウ、元トノ代價ハ云ハストモ知

レテ居ル

(松岡委員) 當時安クナツテ居ルトキハ

(鶴田委員) 元ノ代價ト云フコトハ云ハストモ宜シイ、ソレハ取

戻シノ權利ガアルカラ云ハナイテモ善者サヘ元ノ代價テ行クカラ

悪意テシタ者ハ勿論ダ

(渡 委員) 必ラス高イ方チ見テ居ルノタロウ

(鶴田委員) 元ノ高カツタトキニ行カレナイ様ニ見ヘルノハ不都

合ダカラ書換ヘルガ宜シイ

(松岡委員) 法文ガ不完全デス

(鶴田委員) 原案者ニ質問スルガ宜シイ、詰リ評價額ガ元ノ代價

ヨリ高ケレバ其代價デ行ク

(松岡委員) 悪意トハ云フモノ、悪意チシタノハ去年ノコトテ、

去年ハ高クモナク相當ノ代價デアツタ、然ルニ今年代價ガ上ツタ

ノハ誰ガシタノテモナイ、天然デシタノダ、渡シタル人モ去年渡

セバ千圓ノモノガ今年千二百圓ニナツテ居ルカモ知レマセン

(尾崎委員) 取ツタ者ガ悪意ヲ利益ヲ得テ居ル、千圓ノモノチ千

二百圓デ賣テ評價サセテ八百圓ニナレバ四百圓ノ儲ケニナル

(松岡委員) 今日千三百圓ニナツテ居ル、ソレチ千三百圓デヤル

ノハ酷イダロウ

(渡 委員) ケレトモ悪意ダカラ夫レ丈ケノ報ヒハ免カレナイ

(栗塚報告委員) 又一方デ貴君ガ不當ニ富ンダ爲メニ貴君ハ金ノ運轉ガ生シタリ、家ノ賣買ガ上手デ高ク賣ルコトガ出來テ、百圓ノ物カラ二百圓ノ利ヲ見タ、其レチ皆返ヘスカト云フト、左様ニスルト私ハ不當ノ利ヲ得ルコトニナル

(尾崎委員) 併シ元金ガ働ケル丈ケノモノダカラ、某ナラ働ラケル、某ナラ働ラケヌト云フコトハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 人ノ働キカラ出タモノハ返ヘスニ及バヌ、誰テモ持テ居テ取レル利息ハ取テモ宜シイガ、貴君ノ手ニ在タ百圓ガ二百圓ニナツタノチ私ガ取レバ不當ノ富チ得ルコトニナル

(南部委員) 評價額デ宜シイ

(鶴田委員) 「評價額チ用フルコトヲ得」トシ度イト思フ

(栗塚報告委員) 貴君方ノ御經驗ハ評價額ヨリ代價ガ高イトキガアルト云フノテシヨウ

(鶴田委員) 然ウテス

(栗塚報告委員) 之ハ多イ場合チ想像シテ書イタモノテス

(松岡委員) 其トキノ評價額ニ定メルノガ、適當デハナイカ

(村田委員) 其當時ヨリ安イトキモアレバ高イトキモアル

(栗塚報告委員) ソコガ評價額デス、昔シテモナシ、今テモナシ、詰リ悪意チ懸ラス積リガアル

(松岡委員) 善意ノ人ナレバ今日高イ安イハ云フニ及バヌ、又當時ノ安イ高イヲモ云フニ及ハヌ、得タ丈ケチ吐キ出セラバ宜シイ、悪意ナレバ他ヘ安クヤツテ置クカ知レヌカラ其弊ハレタトキノ相場ト云フノガ道理ニ適ツテ居ルト思フ

(鶴田委員) ソレハ悪意ダカラ仕方ガナイト思フ

(南部委員) 評價額ハ當時ト云フコトガナケレバ今日ノ處デナケレバナラヌ

(松岡委員) 今日下ツテ居タラ如何シマス

(南部委員) 若シ現時ト云フコトナレバ「現時」ト云フ字ガナケレバナリマセン、前ニモ「現時」ト書イテアル、ソレガ無ケレバ今日ノ評價額ニ違ヒナイ

(松岡委員) 此解釋ハ三様アル、君ハ何被レナシニ今日當リ前ガ當時ダト云フ、今一ツハ彼レ此レナシニ高イトキト云フ三説アル

(南部委員) 不動産ノ評價額又ハ不動産ニ付キ得タル代價ト云フコトヲ決シ度イト思フ、評價ト云フコトヲ孰レニ決シタニシロ、當時ノ評價テモ安シ、其後テモ安シ、又賣拂ツタ代價ニスレバ却テ高イト云フコトハ免カレマセンカラ「評價額又ハ不動産ニ付キ得タル代價」トスレバ孰レノ説モ消滅スルカラ、其レヲ決シテ實

イ度イト思フ

(尾崎委員) 評價額ガ元ノ代價ヨリ安カツタトキハ元ノ代價ト云フ様ニシ度イ

(松岡委員) 之ハ書イタル人ノ文字ガ足ラヌト思フ其人ガ良イト思テ賣タ丈ケ外善意ノ人ハ取レヌ、惡意ノ人ハ安ク賣テ居ル、前ノ高イ價ガアレバ高イ丈ケヲ取ル、左モナケレハ今日ノ評價額トスレバ下ツテ居タトキハ善意ノ人ガ取ルヨリ、モツト少イ惡意ノ人ガ唯儲ケルコトニナル今日ノ評價額ハ其處ヘ用イラレヌ、併シ千二百圓ニナツテ居タラ宜シカロウト云フカ知レヌガ、其レハ無理ナ話シデ、千圓外得テ居ラヌモノヲ惡意ノ人カラ出サセルコトハ出來ナイ、然ウスルト今日ノ評價ト云フコトニスレバ事實ニ合ハヌ、又今年ガ高ケレバ今年、去年ガ高ケレバ去年ト云フノハ勝手次第ノ説デ、不正ニ得テ居テ居ラサル利益ヲ出サセル様ニナル

(南部委員) 賣ツタト云フノハ自分ノ手ヲ離レタトキノコトヲ云
フノカ

(松岡委員) 左様デス

(南部委員) 其レハ奇態ナコトダ

(松岡委員) 悪意者ガ第三者ニ渡シタトキノ代價テス

(南部委員) 註ヲ見テモ「不動産ノ全部ニ見積ル額」トアル、一
体不動産ハ財産差押ノ評價額ニスル當時ノ額ニ因ル、又訴訟ノ裁
判管轄ヲ定メルトキモ當時ノ見積リ額ニ因ル、若シ當時ナレバ當
時ト云フコトガナクテハ分リマセン、以前ノ案モ當時ト云フコト
ガ遺入ツテ居ル、此トキノ文章ヲ以テ見レバ當時ノ場合デナクシ
テ、今日ノ場合デナケレハナリマセン

(村田委員) 之ハ悪意ノ場合デハ安イト見タノタロウ

(清岡委員) 日本ノ様ニ今年高クテ、明年安イ様ナコトハ考ヘナ

イノタロウ、之ハ起案者ニ聞イテ賣ウガ宜シイ、日本ナドデハ
條約改正ガアルト云フト突然地所ノ價ガ騰ツタリ又下ツタリス
ルカラ

(尾崎委員) 聞ク方ガ宜シイ

(今村報告委員) 私モ變ダト思ヒマシタガ「ボアソナード」ハ悪
意ノ者ハ何處ヘテモ早ク賣付ケナケレバナラヌカラ安ク賣ル、評
價額ヨリ一割ナリ、二割ナリ、三割ナリ安ク賣ルト假定メテ掛ツ
タニ相違アリマセン

(渡委員) 然ウシテ日本ノ様ニ亂高下ノアルコトヲ知ラヌノタ
ロウ

(栗塚報告委員) 中々老翁ハ亂高下ノアルコトヲ知テ居リマス、
孰レノ評價テモ宜シイ、成ル可ク損チシナイ様ニト云フ様ナコト
ヲ云ヒマスヨ

(鶴田委員) ソレテハ起按者ニ聞イテ此處ヲ改メテ實ウコトニシマシヨウ

本條ハ起案者ニ質問スルコトニ決ス

第三百九十條朗讀ス

第三節 不正ノ損害即チ犯罪及ヒ准犯罪

第三百九十條 自己ノ過愆又ハ懈怠ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ之ヲ償フノ實アリ(第千三百八十二條)

若シ害ト爲ルヘキ所爲カ有意ナルトキハ其所爲民事ノ犯罪ヲ成シ惡意ナルトキハ准犯罪タルノミ

犯罪及ヒ准犯罪ノ責任ノ輕重ハ次章ノ第二節ニ記載シタル如ク合意ノ執行ニ於テ行ヒタル詭譎及ヒ過愆ノ責任ト同様ニ之ヲ規定ス

(栗塚報告委員) 此第一號ハ始終必要ノ條デ、御座イマス

(今村報告委員) 評價額ハ物ガ段々古クナツタ處ヲ見込シ居ル様デス

(鶴田委員) 即チ犯罪及ヒ准犯罪

(南部委員) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第三百九十一條朗讀ス

第三百九十一條 各人ハ自己ノ所爲又ハ懈怠ニ付キ其實ニ任スルノミナラス尙ホ自己ノ威權ノ下ニ在ル者ノ所爲又ハ懈怠ニ付キ及ヒ自己ニ屬スル物ニ付テモ下ノ區別ニ從ヒ其實ニ任ス(第千三百八十三條、第千三百八十四條第一項)

(尾崎委員) 之ハ明カナモノダ

(鶴田委員) 之ハ結好ダ

(渡委員) 自己ニ屬スルモノト云フノハ

（栗塚報告委員） 猫ダノ犬ダノデ、三百九十四條カラ先キデ御座
イマス

本條ハ原案ニ決ス

第三百九十二條朗讀ス

第三百九十二條 父權ヲ行フ尊屬親ハ己レト同居スル未成年ノ卑
屬親ノ加ヘタル損害ノ責ニ任ス（第千三百八十四條第二項）
後見人ハ其受後見人ノ加ヘタル損害ニ付キ又夫ハ其婦ノ加ヘタ
ル損害ニ付キ同一ノ責ニ任ス但右ニ同シク同居ノ條件アルコト
ヲ要ス

瘋癲者又ハ白痴者ヲ看守スル者ハ此等ノ者ノ加ヘタル損害ト爲
ルヘキ所爲ノ責ニ任ス

教師、師長及ヒ工場長ハ未成年ノ生徒、徒弟及ヒ職工カ自己ノ
監督ノ下ニ在ル時間ニ此等ノ者ノ加ヘタル損害ノ責ニ任ス（第

千三百八十四條第四項）

此條ニ指定シタル人ノ責任ハ若シ其人カ害トナルヘキ所爲ヲ防
止スル能ハサリシコトヲ證スルトキハ止ム（第千三百八十四條
第五項）

（鶴田委員） 分ツテ居ル

（今村報告委員） 私共ハ反對論デ御座イマス第二項ニ「又夫ハ其
婦ニ加ヘタル損害ニ付キ」ト云フコトヲ刪リ度イト思ヒマス、「
ボアソナード」ノ註ヲ讀ンデモ佛蘭西ニモナイト云テアリマス、
日本ハ夫ノ權力カ盛ンデ女房ガ氣ニ入ラサルトキハ何時テモ逐出
サレマスカラ何時テモ逐出シサヘスレバ宜シイト云フコトガ書イ
テアリマス、夫レタカラ日本ノ民法ニ簡様ナ新發明チシタト云フ
コトガアリマス

（村田委員） 處ガ英國ハ皆簡様ダ

(今村報告委員) 此様ナモノハ日本ノ法律ニ正條ガナイ方ガ宜シ
イト思フ、幼者ナレバ宜シイガ婦ハ宜シクナイカラ刪リ度イト思
フ

(編田委員) 之ヲ入レテ置ケバ逐出セヌト云フノテスカ

(今村報告委員) 逐出ス、逐出セヌト云フノテハアリマセンガ、
孰レ人事編テ女房ヲ逐出ストキノ理由ガ出テ來マシヨウ、今日ノ
様ニ女房ガ倦キタカラ逐出スト云フコトハ出來マスमित思ヒマ
ス

(清岡委員) 此按テハ同居サヘシテ居レバ夫ガ財産ノ共通ナドニ
ハ關係ナク總テ責ニ任シマスカ

(今村報告委員) 別レテ居ル女房ハ取締ガ付カヌカラ夫ハ責ニ任
セヌト云フコトテアリマス

(清岡委員) 同居サヘシテ居レバ財産ノ云々ハ素ヨリ他人ニ對シ

テハ必ラス夫ガ責ニ任シナケレバナラヌト云フノテスカ

(南部委員) 左様テス

(村田委員) 亭主ト女房ハ同体ト見テ居ル、夫レガ原則ダ

(栗塚報告委員) 其原則カラ出テ女房ノ爲シタルコトヲ亭主ガ責
ハナケレバナリマセン、昔シカラ女房ハ奴隸ヲ來タカラ今デモ奴
隸ヲ置クト云フノテ法律デ云フノタロウ、唯ソレテ風俗デ改良シ
テ行クノデ、正逆貴君ノ云フ様ナコトハアリヤシナイ

(松岡委員) 報告委員ヲ論ノ岐レタノタロウガ、孰レノ論モ聞取
レヌガ、「ボアソナード」ノ書イタコトハ姑ク措イテ實際上カラ
云フテ日本ニハ女房ノ爲シタコトヲ亭主ニ責任ヲ持タスコトハ現
今如何、將來ハ如何ト云フコトハ聞キマセン

(今村報告委員) 理論カラ云フテモ成程女ハ亭主ヲ持テ居ル場合
ニ於テハ未成年ニ似タ取扱ヒチシテ居ルガ、本誌ノ未成年者ト違

ウ、日本ニハ左様ナ法律ハアリマセンケレトモ是レカラ民法ヲ拵
 ヘ訴訟ヲ起ス時分ニハ人事編ニテ權利ガ定ツテ來マスカラ孰レ丈
 ケニ定マルカ知レマセンガ、佛蘭西ヨリ狭クナルコトハアルマイ
 ト思ヒマス、佛蘭西ノ今日ノ民法ハ怖ロシク狭クナツテ居ルガ、
 今日民法ヲ拵ヘレバ彼ノ様ナコトハナイガ、昔ノ慣習カラ出タ法
 律ヲ極ク狭イ、日本テモ實地ハ女モ未成年者テナク立派ナ女ガ幾
 ラモアルカラ全ク未成年ニ取扱ウコトハナカロウト思フ、全ク未
 成年者デナイモノヲ盡一ノ法律ヲ立テ如何ナル場合デモ女房ノ爲
 シタコトヲ亭主カ責ニ任シナケレハナラヌト云フ法律デアリマス
 カラ、此法律テハ女ヲ全ク未成年者ニ爲シタノデアルカラソレハ
 宜シクナイ、女デモ立派ナモノガアル、商賣チスル者モアルシ、
 獨立シテ居ル者モアルシ、亭主ハ場合ニ依テ責ニ任シナケレバナ
 ラヌト云フコトハアルカ知レマセンガ、盡一ニシテ如何ナル場合

テモ責ニ任シナケレバナラヌト云フコトハナイ

(松岡委員) 貴君ハ區別ガナイカラ悪ルイト仰シヤルガ、總テ夫
 婦同等デアルカラ責任ヲ持ツト云フコトハサセヌト云フノテスカ
 (今村報告委員) 夫婦ハ關連シテ同シク責ニ任ジナケレバナラヌ
 コトガアルカ知レマセンガ、普通法ハ箇様ニ書イテハ悪ルイト云
 フノデアリマス

(松岡委員) 分リマシタ

(栗塚報告委員) 普通法ハ何セ斯ノ如クナケレバナラヌカト云フ
 ニ單リ之ノミナラス、一体日本デ戸主ノ權ハ一戸ノ内ニ居ル者ガ
 戸主デ責ニ任スル位ノモノテ、尊屬親ヤ何カノ外ノ責ヲ負フテ居
 ル、現在一家ノ兄弟ヤ何カノ責ヲ負フテ居ル、私ハ後見人デハナ
 イガ、廿一ヲ超ヘタル弟ノ爲シタ所作モ私ガ責ニ任シナケレバナ
 リマセン、單リ茲ニ掲ケタ計リテナク尙ホ重イダロウト思ヒマス、

併シ他日日本民法ヲ定ムルトキ後見人ガアツテ未成年者ノ責ニ任
スルニ相違ナイカ、強イ者ニ弱イ者カ負ケ、大キナモノニハ小サ
イ者ガ負ケルト云フ旨意ニ過キナイ、日本ノ女ハ是レカラ如何ナ
ルカト云フト矢張り今日ノ女ト同ジデ、女ニハ三從ノ教ヘガアリ
即チ「幼ニシテハ父ニ從ヒ嫁シテハ夫ニ從ヒ夫死シテハ子ニ從フ」
ト云フコトガアリマス、外國ノ法律テハ身分ノ支差ハ三從デナイ
ト云テ日本テ之ヲ變ヘルニ及ヒマセン、夫ハ女房ノ爲シタコトノ
責ヲ負フハ今日能ク分ツテ居ル、又刑法ニ夫ハ民事ノ責ニ任スル
ト云フコトカアル、白痴瘋癲未成年者ハ其者ニ對シテノ民事擔當
人ハ誰某ガ任スト書イテアル、之ガ理由ニ至テハ不當ナ理窟チ「
ボアソナード」ガ云フノハ忌ムヘキコトデアリマスガ、此法律ハ
實際チ穿チタルモノト思ヒマス

（今村報告委員） 治罪法デ不能力者ト云フモノハ癡瘋白痴ノ内ニ

人ノ妻タル者ガ列記セラレテ居ル、其様ナコトハ日本ノ法律ニ幾
ラモアルカラ、ソレガ良イト論スルコトハ出來ナイ、之ガ今私ガ
申シタ通りノ理由ノ外ニ今一ツ理窟ニ於テ賃借人ガ家屋ニ付イテ
連帶責任チ負ハナケレハナラヌト云フコトハ已ニ決シマシタガ、
彼ノ説明ニモアリマス通り人ノコトニ付イテ責ニ任シナケレハナ
ラヌト云フノハ餘程ノ理由ガナケレバナリマセン、人事編モ佛蘭
西ニ似タモノガ出來ルトスレバ佛蘭西テハ未成年ハ羈獄シテモ宜
シイ様ニナツテ居リマス、其位ノ權チ持テ居レバ責ニ任シテモ宜
シイガ、夫婦ノ間ハ子供デナイ、夫婦ハ幼者チ取扱ウ様ニ率ヘ打
込ムコトハ出來ナイ、如何ニ人事編テモ女房チ逐出サセルコトハ
出來ナイ、幾ラ惡ルイ女房テモ子ガアツタリ親族ガアツタリシテ、
「ボアソナード」ハ直ニ逐出サレルコトガ出來ルト思召知レヌカ、
容易ニ逐出スコトハ出來ナイ、夫ニ責任チ負ハセル、土臺ガ毀レ

テ居ル夫ノ保護ヲ持テ居ラヌ其毀レテ居ル處ヘ堂々タル民法ヲ背
負イ付ケルノハ宜シクナイ、三好次官ナドモ條約改正ニテモナツ
テ外國人ノ女房ニ之ヲ負ハセ様ト云フトキ、此女房ハ私ノ云フコ
トチキキマセン、肯カサルトキハ私カ取締^チシテ言ウコトチ肯カセ
ルトキ、簡様ナル責テ事主ガ負テハ宜シクアリマセン、隣リテ火
事チ出サセヌ様ニスルニハ隣リテ火チ多ク焚イテ居レバ、貴様火
チ焚イテハナラヌト云ハナケレバナリマセン

(栗塚報告委員) 日本ノ親族ハ一家ノ内ニ居ル人ノ獨立ハ外國ニ
其比チ見サル處デ御座イマス、支那ト日本ト、土耳其ハ左様カ知
リマセン、一戸中ニ在ル者ノ責ガ戸主ニ在ルト云フ、然ルニ西洋
デハ父ノ權トカ何トカ分轄シテ居リマスガ、日本ニハ分轄ガナク
シテ一戸ノ者ガ多イ、私ノ女房ガ尾崎サンニ害チ被ラシタルトキ
ハ責チ負ハナケレハナリマセン處ガ妻タル者ノ今日ノ位地ハ如何

アルカト云フニ財産ハ無シト申シテモ宜シイ、何セ財産ガ無イカ
ト云フニ幼年者ト同様ニ扱ツテ居ル、慣習カラ女房ノ財産ガ無イ
ソコデ尾崎サンニ被ラセタ害チ女房ガ償フカト云フト償ハナイ、
其トキ私ノ身ニ取テ如何ナル責ガアルカト云フト、法律ニ書イテ
ナクモ社會ニ對シテ私ハ外ニ出テ歩クコトハ出來ナイカラ私カ償
ハナケレバ私ノ面目ガナイ、何トナレバ私カ妻チ制サン爲ノニ左
様ナル害チ與ヘタカト云フト夫ガ苦シム、若シ妻ニ財産ガアレバ
妻ガ償フガ日本ノ妻タル者ハ財産モ無シ總テ三從^デ人ニ從テ居ル
故ニ妻ガ償ウコトガ出來ナケレバ私ハ德義上償ハナケレバナリマ
セン德義上ハ人事編チ組立テ行ク規則カト思フ、近ク例チ舉レバ
私ノ家内ガ番町邊チ馬ニ乗テ歩イテ子供ノ袖チ切りマシタ、其レ
ハ悪ルイカラ金チ持テ往ツテ償フト云テ五圓トカ三圓トカヤリマ
シタソウデ御座イマス、若シソレチ償ハナケレバ彼ハ栗塚ノ女房

ダト云フト私ハ堪マセンカラ妻ノ責チ夫ガ負ハナケレバ社會ニ對シテ濟ミマセン、若シ他日女タル者ノ財産ガ持テ、矢張り一箇人デアルゾヨト云フ世ノ中ニ到着スレバ兎モ角モ今日ハ幾分カ男子ト同一ノ力ヲ持タセテ置クコトハ出來ヌト云フガ日本ノ今日ノ有様カト思ヒマス

(渡 委員) 兩君ノ御論旨ヲ承リマシタガ、私ノ意見ハ夫婦間ノ責任ノコトハ世上ニ大切ナル權限ノ分レテ居ルト思フ、ソレニ就テ斯様ナル法律ヲ設ケルニハ理由ノ存スル處ガアツテ、ソレカラ出テ來ルノテアルガ、夫ガ責ニ任スルノハ先刻今村君ノ演ヘラレタル尊屬親ニ於ケル如キ關係ノモノテハナイ、一般ニソレヲ取締ル權利ナクシテ責任ヲ負フ理ハ無イト云フ論ヲ立テラレタガ、是レハ正シイ論デアルト考ヘマス、抑此條中へ後見人、父權ノ處へ女房ノコトヲ攝ケラレタルハ「ボアソナード」ガ日本ノ現状ヲ見

ラレテ日本デハ簡様ニシテ置カナケレバナラヌト云フコトダロウガ、是レハ驚イタコトテアル、民法ヲ編纂スルニ學者的ノ論ヲ持テ來テ加ヘ追々審査シテ居ルコトデアルガ、此コトハ佛蘭西ニモナイ、日本デハ現今ノ有様ハ簡様ニシテ置カナケレバナラヌト云フガ、一方ノ懲戒スルコトガナクシテ責ニ任スルト云フノハ理ノ許サヌ處デアル、一体此民法ヲ編纂シテ日本ニ適用スルニハ歐米各國ニ用ヒテ居ラヌ法律ノ外ニ自分ノ考ヲ入レテ居リナガラ、之へハ簡様ニスルガ適當デアルト見タ計リテアル、此民法ハ日本ノ法典デアルガ、他日内外雜居モシナケレバナラヌコトハ目ニ見ヘテ居ル繼令外ノコトハ大變日本ノ風土人情ニ從ツテ多少ノ取捨ヲ加ヘルニシテモ簡様ナルコトヲ日本ノ法律ニ入レルハ以テノ外ノコトテアル、又内外人共ニ此法律ニ服從シナケレハナラサルトキハ法律ノ瑕瑾ニナル種子デアル、又後ノ栗塚君ノ辨明ニ若シ妻ノ

責ニ任シナケレバナラヌトスレバ、其妻ニハ財産ガナイ、其トキニ夫ハ世上ニ對シテ知ラサル類チシテ居ルコトハ出來ナイカラ夫ガ償ハナケレバナラヌト云フ是レモ一理アル論ナレトモ一家チ統御シテ居ル以上ハ繼合財産ハ共通デ居ルニモセヨ、又別々ニ成立テ居ルニモセヨ財産ノ有無ニ關ハラヌ、妻ノ損害チ賠償スルトキ、妻ノ財産ガナケレバ無論德義上夫ガ償テヤルノハ無論ノ話シデ、夫ノ名チ以テスルチ要セス、斯ノ如ク解釋シテ見ルト元ト々々夫ニ其レ丈ケノ權力チ與ヘスシテ責ニ任スルト云フノハ道理ニ合ヒマセン、妻ニ對スル損害ハ誰レガ償ウカト云フニ此條チ茲ニ掲ケルノハ以テノ外ノコトテアル、箇様ナ忌ムヘキコトチ日本ノ法律ニ掲ケルハ瓊瑾ト思フカラ刪ラナケレバナラヌト考ヘマス

(南部委員) 私モ渡君ニ御同意致シマス、成程三從ノ說モ出マシタガ、今日裁判上ニ於テ三從ノ教ヘニ從ハナケレバナラヌカラ妻

チ離別スルト云フコトチ許ス筈モナイ、德義上ニ於テハ妻ノ責チ夫ガ負フコトニナツテ居ルガ、ソレハ德義上ニ任カシテ宜シイ、夫婦トシテ居ル者ハ始終婦チ監護シテ居ラナケレバナラヌ、始終抑留シテ置カナケレバナラヌト云フト亭主ハ耐ヘラレルモノデナイ、或ハ奴僕トカ何トカ云フモノテアレバ威權ノ別ノモノタカラ出來マシヨウガ、幾ラ妻チ奴隷ノ如クスルトハ云ヘ決シテ奴僕ト同一ニハ出來ナイ、況ンヤ妻ハ未成年者デモナシ、能力ノアルモノテアリマスカラ若シ間違イノアリタルトキハ亭主ガ償ヒチシナケレバナラヌト云フト亭主ノ心配モ甚ダシク、亭主ノ負擔ガ大變多クナル、之チ要スルニ箇様ナコトハ風俗ニ任セテ民法ノ干涉セヌ方ガ宜シイ

(清岡委員) 之ガ無ケレハドレ丈ケノ風義チ破ルカ、慣習ニ悖ルカト云フニ決シテ悖ラヌ、成程夫ガ償ハナケレバ世間ニ顯出シガ

出来ヌト云フコトハ尤モテアルガ、今日ノ慣習ナリ、風俗ナリ社
會ニ適當シナケレバナラヌト云フノハ尤モデアアルガ、是非夫ガ債
ハナケレバナラヌト法律ヲ示シテ婦ハ三從トカ何トカ云フガ親爺
ガ支配シテ居レバ甘ニナツテモ、三十二ナツテモ、四十二ナツテ
モ、五十二ナツテモ親爺ガ債ハナケレバナラヌ、年ガ寄レバ子ガ
債ハナケレバナラヌヘヒヤヒヤ一詰リ之ガ無イカラト云テ栗塚サ
ンガ世ノ中ニ顔ヲ出セヌカラ三圓ノ債ヒヲ出セヌト云フコトハア
ルマイカラ罰ツタ方ガ宜シカロウト思フ

(栗塚報告委員) 之ハ害ヲ被ツタ人ニ訴權ガアルトカ無イトカ云
フコトガ定マルノテアリマス尾崎サンニ私ノ妻ガ害ヲ被ラセタト
キハ妻ノミニ係ル、其トキニ私ノ妻ノミガ責ガアルトシテ、妻ニ
資産モナシトスルト、害ヲ被リタル貴君ハ私ニ係レバ害ヲ償テ貰
ヘルガ、妻ニ係ツタ爲ノニ其害ヲ償テ貰フコトガ出来ナイ、恰モ

私ノ奴僕ガ害ヲ貴君ニ加ヘタトキ何ゼ私ニ係ルカト云フト、償ウ
コトガ出来ルカラ私ニ係ルノテ御座イマス、成程徳義上夫ガ償ウ
ダロウト云フノハ夫ガスル丈ケテ、害ヲ被ツタノチ責メテ行クノ
ハ何處ヘ行クカ妻ニ外行クコトハ出来ナイ、若シ之ガアレバ夫ヘ
係ツテ行クコトガ出来ルノテアリマスカラ大變ナ違ヒデアロウト
思ヒマス

(清岡委員) ソレハ大變ナ違ヒデアルカラ容易ニ掲ケラレヌ
(栗塚報告委員) 之ヲ書イテ置カナケレハ徳義デアルデアロウト
云テモ、被害者ハ誰ニ係ルト云フコトヲ御考ヘニナラナケレバナ
リマセン

(渡委員) 之ニ掲ケテ夫ハ其婦ノ責ニ任スルト云フト、婦ノ犯
罪ニ付キ損害ヲ負ハセタコトニ就イテ其本人ヲ訴ヘ婦ガ支辨スル
ガ宜シイ、若シ掲ケテナケレバ婦ニ對シテハ訴訟ガ起サレヌト云

フコトデアレバ成程損害ヲ受ケタ人ハ係ルコトハ出來ヌガ、凡ソ人ニ對シテ損害ヲ被ラシメタル者ヲ訴ヘルコトハ出來ルデアリマシカウ、而シテ其婦ガ訴ヘラレテ其婦ガ犯罪人デアルニ依テ賠償ノ責ニ任シナケレハナラヌ、而シテ裁判所ニ出テ判決ヲ受ケテ其責ニ任シナケレハナラヌト云フ賠償ノ場合ニ於テ其婦ガ躬ラ携ハル財産ガナイニ依テ賠ウフトハ出來ヌト云フ心配ハ一般平均スルコトハ出來マセン、其トキハ一家ノ内デ他人テモ償テヤラナケレハナラヌ、況ンヤ夫ガ償ウノハ當然デアル、夫ガ我ハ知ラヌ、貴様ガ爲シタノタカラ、貴様賠ヘト云フト婦ハ何處カラカ金ヲ拵ヘテ來テ償ハナケレバナラヌ、ソレハ罪ニ對シテノ賠ヒテアルカラ私ノ女房ガ他人ニ損害ヲ掛ケレバ私ノ女房ガ訴ヘラレテ差支ナイ夫レテ裁判所ヘ呼ハレテハ困ルト云フ者ハ格別デアルガ、其本人ヲ訴ヘルト云フノハ至當デアル、然レトモ九十二條ニ掲ケタル卑

屬親ノ尊屬親ニ於ケル被後見人ノ後見人ニ於ケル如キハ全權ヲ持テ居ルカラ隨テ其實ヲ負ハナケレハナラヌ、然ルニ妻ガ他人ニ損害ヲ被ラセタノチ夫ガ訴ヘルト云フノハ分ラヌ、夫ニ權力ヲ持タセズシテ夫ニ責ヲ負ハシムルト云フノハ理ニ於テナキコトタカラ、法律ニ掲ケルコトハ出來ナイ

(清岡委員) 當然斯ノ如キ理由ガアツテ掲ケルト云フナレバ尤モデアルガ、何等ノ理由デ掲ケタカト云フト、言語同斷ノ話シデアル、シテ見レバ此法律ヲ掲ケタ道理ガ分ラヌ、其理由ヲ以テ日本デ甘ンジテ掲ケルト實ニ不都合千萬ダ、若シ之ヲ置クコトナレバ起接者ノ確乎タル理由ヲ受取テ置クナレハ格別、其點カラ云テモ置クコトハナラヌ

(村田委員) 私ハアル方ガ宜シイト思フ、女房ガ自分ノ了簡デ物事ガ勝手ニ出來ルカ、出來ヌカト云フニ、一個テハ出來ナイ、恰

度幼年者ガ親ニ於ケルト同シ様ナモノテ出来ヌコトハナイガ、親ノ監督ヲ受ケテ居ル内ハ出来ナイ、矢張り女房モ之ト同シ様ナモノデ、女房ハ夫ニ附帯スルモノテアルカラ亭主ノ命ヲ受ケナイテハ出来ナイ、又財産モ其通り女房ノ財産ヲ償ウ法律デアルケレトモ、夫婦同体ト法律ヲ見ルカラ

(清岡委員) 鳥渡御待チ下サイ、過愆懈怠テスカラ

(村田委員) 途中カラ其様ナコトヲ云フト困ル貴君ニ注意サレストモ其位ノコトハ知テ居ル

(南部委員) 大變違ツタ話シダ

(村田委員) ソレガ法律上デハ多ク見テアル、「ボアソナード」ハ佛蘭西ニハナイト云フガ、現ニ英國ニ在テ女房ノ財産ノコトモ見テ居ルシ、刑事上ナトハ酷イモノテス

(南部委員) 日本ノ風習デ女房ニ何モ出来ヌト云フノハ間違ツテ

居ル、日本テハ女房ガ訴訟ガ出来ル、訴訟權ト云フモノハ大變ナモノテス

(村田委員) 亭主ニ聞カナケレハ何デモ出来ナイ

(栗塚報告委員) 此處ハ過愆懈怠デ、貴君ノ物ヲ碎イタト云フ話シテス、日本人ノ女房ハ何時テモ逐出サレルカラドウテモ宜シイト云フノハ困ル、理由ヲ書直スナレバ書換ヘルガ、日本ノ法律ヲ掲ケマス

(南部委員) 女房ハ幼年者デモナシ、氣違ヒテモナイ

(栗塚報告委員) 貴君方ハ何ヲ御書キニナリマスカ、日本ノ今日ノ仕方ヲ御寫シニナリマスカ

(松岡委員) 私ハ聞ル聞ラヌト云フ論ハ根モ葉モナイ議論ダト思フ、如何トナレバ何カラ起ツタカト云フト「ボアソナード」ガ女房ヲ逐出スコトガ出来ルト云フコトガ嫌厭サニ火ノ手ガ上ツテ仕

舞ツタモノト思フ、逐出ス逐出サヌハ書キ方ガ悪ルイノテ、左様
 云へハ我子ヲ逐出スカト云フニ然ウテナイ、故ニ彼ノ理由ハ此へ
 ハ取レヌ然ラバ何故ニ婦ガ箇様ナコトガ出來ルカト云フニ財産上
 ノ關係カラ出來ナケレハナリマセン、日本ノ夫婦ノ財産ハ如何ナ
 ツテ行クカ、今迄ハ女房ノ爲シタコトヲ亭主ガ受ケヌモノハナイ、
 現今ノ儘ナレバ御互ヒ女房ガ掛ケタ過誤ハ夫ガ賠償シテ居ルニ違
 ヒナイ、其レハ財産ノ關係デ我々ノ女房ハ初メカラ百兩、亭主モ
 百兩ト財産契約チシタモノナラ決シテソレハ受ケヌガ、我々ノ女
 房ハ裸体ダ(亭主モ裸体ダガ)然ラハ亭主ガ責任チ持タナケレバ
 ナラヌ、段々是レカラ先キ日本ノ妻ガ、自分デ財産チ持ツ權力ガ
 アル様ニナレバ此事チ本條ニ置クヘキモノテナナイガ、財産ハ始
 終亭主ガ管理シテ女房ト「コンベニー」デ働イテ行クモノデナイ
 トナツテ居レバ世界ヘ對シテ愧ルコトモ何モナイ、有リノ儘デス

民財四ノ三二七

ルヨリ外ニ仕方ガナイ、依テ人事編デ夫婦ノ財産ノ定メ次第デ、
 存廢ノ起ルヘキモノテアルト思フ

(梁塚報告委員) 人事編ハ如何定メ様トモ人事ハ我儘ニ定メテモ
 不都合ハナイ、之ハ必要の力ラ來テ居ル法律デアルカラ御置キニ
 ナルヨリ外ニ仕方ガナイ

(南部委員) 過愆ト計リ仰シヤルガ、有爲デシタコトモ盜賊チシ
 タコトモアルカラ刑法ハ女房ガ盜賊チ爲シタノチ亭主ガ負ハナケ
 レバナラヌト云フノハ困ル、人ノ一心ハ何時變スルカ分ラヌ、女
 房チ取ルニモ左様ニ痛ク穿鑿スル譯ニハイカヌ、下等ノ者ハ良イ
 加減ノ處デ婚姻チスル其レガ俄カニ心ガ變ジテ盜賊チシテ亭主ガ
 民事擔當人トナルノハ甚ダ困ル

(松岡委員) 女房ガ盜賊チシテモ夫ガ刑チ受ケルト云フノテナ
 イ、一家ノ財産ハ如何ナツテ居ルカ、女房ガ他ノ財産チ持テ來テ

生活ノ足シ前ニシタ、隣リノ權ヲ盜ンデ來テ自分ノ家ノ權ニ入レ
タ

(南部委員) 他人ノ物ヲ持テ來テ自分ノ家ニ使ツタノハ別ダ、一
体財産ノ責任ガ起ツタノガ分ラヌ中ニ權ヲ行フ尊屬親ガアル、夫
レカラ又瘋癲ノ看守人トカ教師トカ、然ウ云フ種類ノ者ガ合シテ
此條ガ出來テ居ルノテ、財産ノコトカラ成立タノテハアリマセン
(松岡委員) ソレハ可笑シイ、父權ト後見人ト教師ト皆ナ違ウ、
己レテナイ別ノ人間ノ爲シタモノ、類ヲ寄セタノダ

(渡委員) ソレガ間違イノ種子ダ
(松岡委員) 夫婦ハ如何ト云フニ此様ナコトガ起ツテ來タ是レカ
ラ先キ夫婦ノ財産ハ別々ニナルモノナレバ宜シイガ、是レ迄通り
ニ女房ガ百萬圓持テ來テモ、其日カラ亭主ガ使ウカラ矢張り女房
ノ落度ハ亭主ガ償ハナケレハナラヌ、何トナレバ女房ノ持テ來タ

民財四ノ三二八

物ハ亭主ガ使ツテ女房ハ裸体テ居ルカラ亭主ガ其償ヒチシナケレ
バナリマセン

(渡委員) 松岡君ハ姑ク黙クシテ後チニ云ハル、カラ一種ノ御
論說ガアルダロウト思テ承ツタ其發言ニ曰ク之ヲ翻ル論モ置ク論
モ取り留メガナイト云フガ、全体「ボアソナード」ノ註釋ニアル
ノニ引掛リテ之ヲ翻ルト云フノハ以テノ外ノコトダ、自分ハ茲ニ
見ル處アリト云フカラ如何ナルコトヲ云フカト思フト旨意ヲ取違
ヘテ居ルノデアアル、九十二條ハ父權ト後見人ト教師トノ責任ヲ云
フテ居ルノダ、然ルニ之ハ何モノカト云フト、別ニ辯チ費サスシ
テ御承知デアロウガ、松岡サンノ爲メニ一言申シマシヨウ

(松岡委員) 我輩ノ爲メニ云ハストモ宜シイ

(渡委員) ソレテハ分ツテ居タモノトシテ略シテ其中ノ夫ノ妻
ニ對シテ云フノハ以テノ外ノコトテアル、何故ニ處チ失シテ居ル

カト云フト、此條ニ於テハ一方ニ權力ガアルニ依テ一方ニ義務ガアルト云フコトガ生シテ相對シテ居ル處ヘ「ボアソナード」ハ夫ハ其婦ノ爲ノニ責任ヲ負ヘト云フノハ以テノ外ダト云フ我々ノ論旨ハ茲ニ揭ケテアル處ノモノト別段ノモノヲ持テ來タノハ日本テハ斯ノ如クシナケレハナラヌト云フニ過キヌ、然ルニ松岡サンガ夫婦財産ノ法ガ立タサレバ茲カ定メラレヌト云フノテアル、短ク云ヘハ左様ナルガ、以テノ外ノ方針ガ違ツテ居ル。折角ノ御親切デアルガ方針ガ違ツテ居ル、夫レヲ理由トシテ抗抵スルニ足リマセン

(鶴田委員) 多數デアリマスカラ刪ルコトニ決シマス

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「又夫ハ其婦ニ加ヘタル損害ニ付キ」ヲ刪除ス
于時正午十二時休憩

午後第一時十分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

第三百九十三條朗讀ス

第三百九十三條 主人及ヒ親方、工事、運送又ハ其他ノ給務ノ企作人公私ノ事務所ハ其召使人、職工、使用人又ハ屬員カ己レニ委任セラレタル職務ヲ行フニ付キ又ハ之ヲ行フニ際シテ加ヘタル損害ノ責ニ任ス(第千三百八十四條第三項)

修正接

親方ノ下「又ハ」ノ二字ヲ挿入シ運送ノ下「又ハ」ノ二字ヲ

刪除ス

(清岡委員) 給務ト云フノハ

(栗塚報告委員) 運送ニ限ラス何テモデ御座イマス

(清岡委員) 給務ト云フノハモノヲサセルト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 他ノ仕事デ御座イマス、運送工事デナク、米搗場ヲ持テ厩テ米ヲ搗イテヤリ又ハ召使人ガ主人ニ對シ、主人ト召使、親方ト職工、企作人ト使用人、公私ノ使用人ト職員トナリマス

(清岡委員) 其他ノ給務ト云フノハ務ノチ給スルト云フノテスカ
(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 官廳ノ役人杯ガ仕出シシテ損害ヲ掛ケレバ官廳ガ償
ウカ

(南部委員) 小使ガ損害ヲ掛ケレバ司法ガ償ウ

(村田委員) 事務所ノ中へ會社モ入りマスカ

(栗塚報告委員) 入りマス

(尾崎委員) 役人ガ御用デ旅行シテ損害ヲ與ヘタトキハ

(編田委員) 職務ト云フ見分ケガ付ケバ宜シイ

(南部委員) 一般ノ職務ヲ以テヤルノハ別デシヨウ、假令ハ會計ノ役人ガ普請チスル様ナトキハ

(編田委員) 戸長ガ奥印チシテ失錯チシテ自分ガ損害ヲ蒙リタルトカ、良シ故意ニシテモ戸長ノ名義ガアルカラ職務上デ爲シタルモノト見ナケレバナリマセン、損害賠償チ云テ來ルモノガ澤山アル、其レハ政府カラ出スカ、戸長カラ出スカト云フ論ガアル、種々論ジマシタガ出シ切レヌカラ出サヌコトニ裁判チシマシタガ、據ナイノカアルカラ内閣ニ迫テ到底出サナケレバナラヌト云タガ、出ソウトモ云ハズ、今以テ出サナイ

(南部委員) 行政ノコトハ別デ御座イマシヨウ

(尾崎委員) 司法カラ頼マシテ過ツテ損害ヲ掛ケタトキハ官廳ガ償ウノハ困ル

(栗塚報告委員) 兵隊ガ過ツテ人ニ怪我チサセタノハ

(鶴田委員) 林藤一ナドハ兵隊ニ茶畑ヲ荒サレタ

(栗塚報告委員) 尤モ適用スルニ困難モアルガ、原則ハドウシテ
モ之ガ本統ダロウト思ヒマス

(鶴田委員) 道理カラ云ヘハ之カ原則タロウ

(栗塚報告委員) 困難ニモセヨ、此裏ヲ考ヘテ見レバ職務ヲ行ウ
トキタカラ知ラヌト云フコトハ出来マセン

(尾崎委員) 其レハ役人ガ償ウ、役人ナドハ知識モ具ヘテ居ルカ
ラ自分デ悪ルイコトヲシテ損害ヲ掛ケレバ自分テ償テ宜シイト思

フ

(南部委員) 官ガ償ウ、役人ガ償ウト云フコトハ別ニ細カイ法律
ガ出来ナケレバナラヌト思ヒマス

(栗塚報告委員) 唯箇様ナ原則ニ定メテ置クト云フノテ足リルト
思ヒマス

(清岡委員) 司法省ノ普請チスルトキ怪我チシタ者ニ藥代デモヤ
ルノハ今日デモヤツテ居ル

(渡 委員) 假令ハ兵隊ガ訓練チスルトカ、或ハ野外演習トカデ、
畑ヲ踏荒シタトキハ皆軍馬局カラ償テヤルカラ理ニ於テハ同一ナ
ル譯デアル

(南部委員) 同シコトテス

(清岡委員) 企作人ト云フノハ何ノコトテス

(鶴田委員) 企作人ハ前ニ在タ様ニ思フ

(栗塚報告委員) 左様テス、日本デ云フト請負人テス

(委員長) ドウモ仕様ガアリマスマイ、親方ガ子分ノ爲シタ實ニ
任スルカラ役所チ役人ノ責チ負ハナケレハナルマイ、之ハ原案ト
シテ先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス



第三百九十四條朗讀ス

第三百九十四條 動物ノ加ヘタル損害ノ責任ハ其所有者又ハ損害ノ當時ニ於ケル其使用者ニ歸ス但意外ノ事變又ハ不可抗力ニ出ツルモノハ此限ニ在ラス(第千三百八十五條)

(委員長) 不可抗力ト云フモノハ通則デヤリソウナモノダ

(栗塚報告委員) 私ガ村田サンノ馬チ拜借シテ表チ乗り歩キテ人ニ怪我チサセタ、ソレハ雷鳴ノ爲メニ馬ガ驚イテ恢我チサセタノハ不可抗力デアリマス

(鶴田委員) 乗り手が上手ナラヤルカ知レヌガ、馬ハ驚クモノダカラ驚イテモ仕方ガナイト云フコトハ入ルマイ、之ハ上手テモイケナイトキノ場合ダロウ

(南部委員) 上手ノトキ計リテス、下手ノ場合ハ此限ニ在ラステノ如キ例ガ擧ケテアリマス

民財四ノ三三三ニハ欠負は
6.6.23 早大田 分ル
とあり

民財四ノ三三三

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第三百九十五條朗讀ス

第三百九十五條 建物、露臺又ハ其他ノ築造シタル工作物ノ所有者ハ此等ノ工作物ノ隨側カ修繕ノ闕無又ハ建築ノ瑕疵ノ結果ナルトキハ其隨側ニ因リ加ヘタル損害ノ責ニ任ス但此終ノ場合ニ於テ企作人ニ對スル求償權アルトキハ之チ行フコトヲ妨ケス(第千三百八十六條)

堤ノ破潰ニ因リ又ハ樹木、柱竿、目隠、看板、屋瓦及ヒ建物ノ堅牢チ缺キタル其他ノ部分ノ隨側ニ因リ加ヘタル損害ニ付テモ又投錨又ハ繫纜ノ宜キチ失ヘル船舶又ハ小舟ニ因リ加ヘタル損害ニ付テモ亦同一ノ責任アリ

(栗塚報告委員) 「柱竿」ト云フノハ旗竿デ御座イマス

日本學術振興會

第三百九十四條朗讀ス

第三百九十四條 動物ノ加ヘタル損害ノ責任ハ其所有者又ハ損害ノ當時ニ於ケル其使用者ニ歸ス但意外ノ事變又ハ不可抗力ニ出ツルモノハ此限ニ在ラス(第一千三百八十五條)

(委員長) 不可抗力ト云フモノハ通則デヤリソウナモノダ

(栗塚報告委員) 私ガ村田サンノ馬チ拜借シテ表チ乗り歩キテ人ニ怪我ヲサセタ、ソレハ雷鳴ノ爲ノニ馬ガ驚イテ恢我ヲサセタノハ不可抗力デアリマス

(鶴田委員) 乗り手ガ上手ナラヤルカ知レヌガ、馬ハ驚クモノダカラ驚イテモ仕方ガナイト云フコトハ入ルマイ、之ハ上手テモイケナイトキノ場合ダロウ

(南部委員) 上手ノトキ計リテス、下手ノ場合ハ此限ニ在ラステス、騎兵ノ如キ例ガ擧ケテアリマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第三百九十五條朗讀ス

第三百九十五條 建物、露臺又ハ其他ノ築造シタル工作物ノ所有者ハ此等ノ工作物ノ隨倒カ修繕ノ關無又ハ建築ノ瑕疵ノ結果ナルトキハ其隨倒ニ因リ加ヘタル損害ノ責ニ任ス但此終ノ場合ニ於テ企作人ニ對スル求償權アルトキハ之チ行フコトヲ妨ケス(第一千三百八十六條)

堤ノ破潰ニ因リ又ハ樹木、柱竿、目隠、看板、屋瓦及ヒ建物ノ堅牢チ缺キタル其他ノ部分ノ隨倒ニ因リ加ヘタル損害ニ付テモ又投錨又ハ繫纜ノ宜キチ失ヘル船舶又ハ小舟ニ因リ加ヘタル損害ニ付テモ亦同一ノ責任アリ

(栗塚報告委員) 「柱竿」ト云フノハ旗竿デ御座イマス

(鶴田委員) 堅牢ヲ缺キタル其他ノ部分カラ何處ヘ行キマス
 (栗塚報告委員) 堅牢ヲ缺キタル目隠シ看板其他ノ部分デ御座イ
 マス、目隠シ看板ナドモ堅牢ヲ缺キタルカラ起ツタノテス
 (鶴田委員) 其他ノ部分ノ堅牢ヲ缺キタルニ因リト云フノカ
 (委員長) 「其他」ヲ「及ヒ」ノ下ヘ書イタノモ同シデシヨウ
 (栗塚報告委員) 同シテス、簡様ナ文ハ幾ラモ御座イマス
 (鶴田委員) 「及ヒ其他ノ建物ノ堅牢ヲ缺キタルノ」デ宜シカロ
 ウ
 (南部委員) 旗竿ナドハ建物デナイカラ其他ト云フト違ウタロウ
 (尾崎委員) 上ニ舉ケタノハ側ヲ出シタノテ其外ニ色々アル
 (鶴田委員) 是レ迄例ヲ舉ケタノハ大体ヲ書イテ「其他ノ」トナ
 ツテ居ル
 (南部委員) 「其他堅牢ヲ缺キタル建物ノ部分」トスレバ宜シイ

(鶴田委員) ソレテ宜シイ
 (清岡委員) 少し違ヒヤセヌカ、堅牢ヲ缺イタル部分丈ケガ壊レ
 タトハ見ラレナイ
 (栗塚報告委員) 「其他堅牢ヲ缺キタル建物ノ部分」ト致シマシ
 ヨウ
 (渡 委員) 是レデ能ク分ル
 (村田委員) 英文テハ「木ダノ、旗竿ダノ、目隠シ、瓦ノ落ルニ
 依リ、其他建物其レガ良ク出来テ居ラヌニ因リ」トアル
 (栗塚報告委員) 「建物ノ悪ルク付イテ居ル他ノ部分ノ落ルニ因
 リ」ト佛文ニ書イテアリマス
 (清岡委員) 直接ニ不堅牢ノモノガ来タトキト不堅牢ナル物ガ間
 ノ物ヲ挟ンデ落チ掛リタルトキ堅牢ナル物ガ碎ケタ場合モ之ヲ適
 用シナケレバナリマセン、然ルニ簡様ニ書クト不堅牢ナル物ガ直

接ニ來タ場合デナケレバ適用ガ出來ナイ様ニナルカラ原按デ宜シ

イ

(編田委員) 其レナラバ書キ様ヲ變ヘナケレバナリマセン

(村田委員) 修正スルト建物計リニナリヤシマセンカ

(尾崎委員) 修正デ宜シイ

(委員長) 修正ニ決シテ先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項及ヒノ下「建物ノ區率ヲ缺キタル其他ノ」トアルチ「其
他區率ヲ缺キタル建物ノ」ト修正ス

第三百九十六條朗讀ス

第三百九十六條 既脱後見ナルト否トチ問ハス未成年者ハ其有意
又ハ不注意ニテ加ヘタル不正ノ損害ノ全部又ハ一分ニ付テハ刑
事上ノ責任ヲ免ルヘキトキト雖モ民事上責任アリト宣言セラル

ルコトヲ得(第一千三百十條)

其未成年者ハ亦其召使人若クハ屬員又ハ自己ニ屬スル物ノ加ヘ
タル損害ニ付キ民事上其實ニ任セシメラル但後見人ニ對スル求
償權アルトキハ之ヲ行フコトヲ妨ケス

修正案 末項其未成年者ノ上ニ「又」ノ一字ヲ加ヘ其下ノ「亦」

ノ一字ヲ刪ル

(栗塚報告委員) モ亦チ書イテモ一向意味ハ通セヌソウテ御座イ
マスカラ初メニ「又」ノ字ニシテ入レマス

(南部委員) 初メノ「其」ト云フ字ハ入ルマイ、下ニ「其」ト云

フ字ガアルカラ

(編田委員) 前ノ其チ受ケナケレバナラヌ

(栗塚報告委員) 一項ヲ御讀ミニナルニハ「又」ハ一分ニ付テハ民

事上責任アリト宣言セラルルコトヲ得、刑事上責任ヲ免カルルト

キト雖モ」ト御讀ミ下サラヌト、一分ニ付キ刑事上ノ責任ヲ免カ
ル、ト御讀ミニナリマシテハ困リマスカラ

(鶴田委員) 損害ノ刑事上ト云フコトハ理窟ガ合ハマカラ左様ニ
ハ讀ノマイ

(南部委員) 直スナレバ未成年者ノ下ヘヤツテ「未成年者ハ刑事
上責任ヲ免カルヘキトキト雖モ」トシテモ宜シイ

(渡委員) ソレテモ具合ガ悪ルイ

(清岡委員) 「宣言セラル、コトヲ得」ト云フノハ可笑シイ

(南部委員) 「宣言スルコトヲ得」テモ同シコトテス

(栗塚報告委員) 先ツ大概ハ責任ガナイト云フテアロウガ、併シ
ナガラ責任アリトスルコトモ出來ルト云フノテ御座イマス

(清岡委員) 責任ガナイト云フコトハ未成年デナクテモ裁判所ノ
裁判ニ因テハ出來ル

(鶴田委員) 裁判所デ此位ノコトハ未成年者ダト云テ見通スコト
モアルト云フノタカラ「宣言セラル、コトアリ」ガ宜シイ

(松岡委員) 裁判所ガ取捨スル權ガアルト云フノタカラ「セラル
、」ハ可笑シイ

(清岡委員) 「處セラル、」ナラ宜シイ

(南部委員) 「セラル、コトアリ」トシマシヨウ

(委員長) 彌宜シイカネ、裁判所ガ得ルト云フ意味ハ何處ニモ見
ヘサル様ニナル

(鶴田委員) 未成年者トアリマスカラ分リマシヨウ

(渡委員) 裁判所ハ不言ノ間ニ存スルコトニナル

(委員長) 未成年者カラ云フトキハ宜シイガ、裁判所カラハ得ル
カ、得ナイカ分ラヌ

(栗塚報告委員) 「宣言」ト云フ字ハ裁判所カラ云フ言葉ヲ御座

イマスカラ「未成年ハ宣言セラル、コトアリ」ト云へハ分リマシ
ヨウ

(委員長) 「裁判所ト云フモノハ未成年者ノ有意又ハ不注意ニテ
加ヘタル全部又ハ一分ニ付テハ宣言スルコトヲ得ル」ト云フコト
ヲ裁判官カ認定チスルノテ、受ケル方ノ人間ガ自分デスル、セヌ
ト云フ文章デハナイ

(栗塚報告委員) 裁判所カラ宣言スルコトモアリテ、自分テハ出
來ナイ

(渡委員) 之ハ受ケ方ノ方カラ書イタカラ願側シテ見レハ裁判
所カラ出來様ニナル

(南部委員) 「處セラル、コトヲ得」ト云フ處ト同シデ御座イマ
ス

(渡委員) 委員長ノ御説ニスルト「裁判所」ト云フコトガ願チ

出シテ居レバ宜シイノダ

(栗塚報告委員) 「責任アリト裁判所ハ宣言スルコトヲ得」トシ
テモ宜シイ

(鶴田委員) 「宣言セラルルコトアリ」デ宜シカロウ

(松岡委員) 「未成年者ノ何々ニ付テハ宣言スルコトヲ得」トシ
テハ如何テス

(南部委員) 「セラル、コトアリ」トシマシヨウ

(尾崎委員) 「アリ」ガ宜シイ

(松岡委員) 後見人チ受ケテ居ル人ガ有意無意デシタコトカ

(栗塚報告委員) 親父サンナラ親父サン、後見人ナラ後見人デス
ルコトモアルガ、責任アリト云フコトガ言ヘル、乳呑子ナレバ後
見人デスルガ、十四五ニナツテ紙風ヲ揚ケルコトハ悪ルイト云フ
コトハ知テ居レバ子供テモ叱ラレルコトカアルゾヨト云フコトテ

ス

(松岡委員) 後見ヲ受ケテ居ル者ガ如何シテ宣言ヲ受ケルタロウ

(栗塚報告委員) 十二三才ノ子供ガ紙風ヲ揚ケテ他ノ人ニ傷ヲ付

ケタルトキハ其子供ハ責任ガアルカ無イカ知レヌ、刑事テハ免カ

ル、カ知レヌガ、民事デハ財産ヲ差押ヘテ償ハスルゾヨ

(松岡委員) 後見人ガ受後見人ニ加ヘタルトキハ

(南部委員) 此次キノ條ヲ御覽ニナレバ分リマシヨウ、主タル責

任ト從タル責任ガアル、本人ガ幼稚デ分ラサル者ハ後見人ガ責任

ヲ負ウガ、左モナケレバ本人ヲ主トシテ責任ヲ負ウト云フコトハ

分ツテ居リマス

(松岡委員) ソレナラハ宜シイ

(鶴田委員) 屬員ハ先刻ノハ工事ノ屬員トアルガ、茲ノハ未成年

者ガ事務所テモ持テ居ルトキカ知ラヌ

民財四ノ三三八

(栗塚報告委員) 持テ居ルトキデ御座イマス、工業商會トカ、銀

行トカ云フモノヲ持テ居リマス

(鶴田委員) 「民事上ノ責ニ任セシメラル」ト云フノハ未成年者

ニ任ジテモ宜シケレバ、後見人ニ對シテ要求シテモ宜シイト云フ

ノカ、或ハ未成年者ニ係テ金ガ足りナケレバ後見人ニ係ルノテス

カ

(南部委員) 其レハ次キノ條デ分リマス

(委員長) 「屬員」ト云フノハ工事ノ事務所ヲ云フノカ、若シ事

務所ガ無クテ自分ノ家ニ居ルノハ如何スルカ

(栗塚報告委員) 家ニ居ルノハ召使デ御座イマス

(松岡委員) 私ノ事務所ト云フト會社ノ様ナモノカネ

(栗塚報告委員) 左様テス銀行ノ様ナ所テス

(松岡委員) 彼ハ商業ヲ使用人ト云フノタロウ

(南部委員) 大キク云タ方ガ宜シイ

(渡委員) 此條ハ既脱後見人ニハ宜シイガ、二項ハ不適當ダ

(栗塚報告委員) 子守ノ爲シタ不調法ヲ乳呑子ガ負ウコトハ如何

シテモ不適當ダ、註ニモ此條ハ大キナ者デナケレバ當テラレヌト

云フテアリマス、報告委員デ論シマシタガ、詰リ後見人ニ求償權

ガアルカラ宜シイト云フコトニナリマシタ

(渡委員) 「任セシメラル」トアルカラ困ル、ソレヲ酌量シテ

彼ハ無能力ノ赤兒ダト云ヘバ宜シイガ

(栗塚報告委員) 「損害ニ付キ民事上其實ニ任セシメラル」ト云

フノハ「任セシムルコトヲ得」ト云フノテ御座イマス

(委員長) 前ト同ジダカラ「任セシメラルコトアリ」デ宜シカ

ロウ

(栗塚報告委員) 私ノ家ノ瓦ガ落ちテ貴君ガ私ノ家ノ軒下デ怪我

チシタ、併シ瓦師ガ悪ルケレバ私ハ瓦師ニ向テ要求權ガアル、幼
者ガ後見人チ相手取ルノハ私ガ悪ルカツタニ違イナイガ、御前ガ
乗テ行ケト云テ始メテ乗テ往タカラ叔父サンガ悪ルイト云フノテ
ス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「宣言セラルルコトヲ得」トアルチ「宣言セラルルコト
アリ」ト修正ス

第二項「其實ニ任セシメラル」トアルチ「其實ニ任セシメラル
ルコトアリ」ト修正ス

第三百九十七條朗讀ス

第三百九十七條 前數條ニ定メタル場合ニ於テ若シ審トナルヘキ
所爲ヲ爲シタル者カ其所爲ニ付キ自身ニ責任アリト看做サルル

コトヲ得ルトキハ裁判所ハ其者ニ對シ主タル裁判ヲ言渡シ且民事上責任アル人ノ從タル義務ノ廣狹ヲ定ム但民事上責任アル人ヨリ犯罪者ニ對スル求償權アルハ當然ナリ

他人ノ所爲ニ付キ民事上責任アル人ハ法律ヲ以テ特ニ定メタル場合ニアラサレハ犯罪者ニ對シ言渡サルコトアルヘキ罰金ノ責ニ任セス

(栗塚報告委員) 「言渡サルル」ノ「ル」ノ字ガ一字翻譯ヲ落チマシタカラ御入レテ願ヒマス、今度ハ後見人ヨリ幼年者ニ對スル要求權ヲ第一項デ云テ居リマス、前數條ニ掲ケタ場合ハ私ノ僕ガ貴君ニ頭マニ疵ヲ付ケタトキハ主人ニ責任ガアレバ裁判所ハ私ノ僕ニ裁判ヲ言渡シテ裁判所ハ栗塚ノ從タル義務ヲ定メル、次キノ項ハ私ノ車夫ガ博奕ヲ打テ率ヘ入テモ私ガ罰金ヲ出スニハ及ハヌ、併シ法律デ出セト云フ場合ハ別ダト云フノデ御座イマス

(委員長) 立派ナ文章ダ

(清岡委員) 下ノ犯罪者ハ少シ違ウ様ナ心持ガスル、前項ノ犯罪者ハ民事上ダロウ

(栗塚報告委員) 否々之ハ同ジ犯罪テス

(清岡委員) 下ノ方ハ罰金ガアルカラ、犯罪ト云フコトガ立派ニ分ルガ、上ノ上ハ罰金ガナイカラ分ラヌ

(栗塚報告委員) 私ノ車夫ガ貴君ノ車夫ヲ殺シタルトキ私ハ貴君ノ車夫ニ對シ民事上ノ責ガアルカラ金ヲ出シタ

(清岡委員) 總テ犯罪ハ普通ニ云フ犯罪ト違ウ場合ガ幾ラモアル

(栗塚報告委員) 違ウ場合モアリマスガ、刑事デ云フ犯罪テス、唯害トナルベキ處爲ト成ハ加ヘタル損害ハ犯罪デ加ヘタルモアリ、又犯罪カラ加ヘヌノモアリマスガ、犯罪モアルト見ナケレバナリマセン

(清岡委員) 民事上ハ犯罪ヨリ多クハ過愆カラ出タノタカラ
(栗塚報告委員) 過愆カラ出テモ犯罪ガアリマスカラ、一概ニハ
申セマセン

(南部委員) 併シ之ハ民事ノ犯罪ダロウ

(栗塚報告委員) 名ハ民事犯罪テモ刑事モ同ジコトテス

(鶴田委員) 之ハ民事犯罪タト思タガ、刑事ト同シコトダ、誹謗
ト云テモ詐欺取財モ入テ居ル

(南部委員) 唯民事ノ犯罪ハ必ラス刑事ノ犯罪ト云フコトハ出来
マセン

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第三百九十八條朗讀ス

第三百九十八條 此節ニ定メタル總テノ場合ニ於テ若シ數人カ同

一ノ所爲ニ付キ責ニ任シ各自ノ過愆又ハ懈怠ノ部分ヲ知ルコト
能ハサルトキハ其義務ハ連帶ナリ(伊民第千百五十六條)

(委員長) 此節ニ掲ケタルノタカラ之ヲ皆云フノヂヤネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 雖レノ投ケタ石ヤラ分ラサルトキハ連帶ト云フノタ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原按ニ決ス

第三百九十九條朗讀ス

第三百九十九條 若シ民事犯罪又ハ准犯罪カ同時ニ刑法ヲ以テ罰
セラル、犯罪ヲ成ストキハ犯罪者其者ニ付テモ又民事上責任ア
ル人ニ付テモ刑事訴訟法ヲ以テ定メラレタル如キ民事ノ訴ノ管
轄及ヒ時効ニ關スル規則ヲ遵守ス
修正按 「規則ヲ違死ス」ヲ「規則ニ違フ」ト改ム

(委員長) 近頃ハ翻譯ガ變ツタ様ダ

(鶴田委員) 此「如キ」ト云フノハイツモノ「如キ」トハ違ヒハシマセンカ

(栗塚報告委員) イツモノト同ジテス

(委員長) 此條ニ小言チ云テハ勿体ナイテハナイカ

(鶴田委員) 治罪法ノ通りト云フノタカラ「通り」テハナイカ

(栗塚報告委員) 前ノト同ジテス

(松岡委員) 「定メラル、」丈ケハ御免チ蒙リ度イ

(栗塚報告委員) 「定メタル如キ」デ宜シウ御座イマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

「定メラレタル」チ「定メタル」ト修正シ「規則チ遵守ス」チ「規則ニ違フ」ト修正ス

第四百條朗讀ス

第四節 法律

第四百條 或ル義務ハ現時ノ所爲ニ拘ハラス法律ニ依リ負ハシノラル即チ左ノ如シ

或ル親屬及ヒ姻屬ノ間ノ養料ノ義務

宥恕又ハ免除チ許サ、ル場合ニ於テ後見チ爲スノ義務

共有者ノ間及ヒ相隣者ノ間ノ義務カ地役チ成サ、ルトキ其義務

(第一千三百七十條)

此等ノ義務ハ之ニ特別ナルモノニ付テハ其關係アル事項ニ於テ之チ定ム

(栗塚報告委員) 義務ハノ下ヘ「人ノ」ト云フ字ガ遣入リマス、

宥恕ノ下ヘ「又ハ即チ」チ入レマス

(南部委員) 法律ト云フコトハ前チ御覽ニナレバ分リマス

(栗塚報告委員) 三百十六條ノ四ツ目ヲ御座イマス、宥恕即チハ佛蘭西民法テハ「宥恕」モ「免除」モ使テ居リマスガ後見ヲ免除スルト云フコトハ法文ニ明カニ御座イマスガ、免除丈ケデ宜シイト云フコトヲ御座イマス

(南部委員) 之ハ後見ノ處ヘ云テ茲ハ省イテハ如何テス
(清岡委員) 相隣者間ノ義務ハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 日本文ヲ書ケバ「相隣者間ノ義務」トシテ「但其義務カ地役ヲ爲サ、ルトキニ限ル」ト云フノテス、大審院長ガ後見義務ヲ免カル、トカ、又ハ子供ガ多人數アレバ一人ノ後見ヲ宜シイトカ、役向キニ依テハ卑イ役ヲ勤メテ居テモ免カル、事ガ出來ル、原文ニハ「後見ヲ爲スノ義務宥恕又ハ免除ヲ爲サ、ル場合ニ於テ」トアリマス

(委員長) 「後見義務」トシテ下ヘ書イタラ宜シカロウ
(栗塚報告委員) 「宥恕即チ免除ヲ許サ、ル場合共有者ノ間及ヒ

相隣者ノ義務地役ヲ爲サ、ル場合」トシマスカ

(松岡委員) 免カレタラ後見ノ職ハナイ

(南部委員) 法律ヲ定メタノハ通ル、コトハナイ場合ダカラ

(鶴田委員) 「後見ヲ爲スノ義務但何々」トシマシヨウ

(栗塚報告委員) 三項ハ「後見人ノ義務但宥恕即チ免除ヲ許サ、ル場合ニ限ル」トシテ四項ハ「共有者及ヒ相隣者間ノ義務但其義務ハ地役ヲ爲サ、ルトキニ限ル」ト致シマス

(南部委員) 「其義務」ハ入ラヌ

(栗塚報告委員) 「其義務」ハ無クテモ宜シイ

(南部委員) 末項ハ「此等ノ義務ハ其關係アル特別ノ事項ニ於テ之ヲ定ム」デ宜シイ

(鶴田委員) 「此等ノ義務ノ特別ナルモノ」デ宜シイ

(委員長) 「此等ノ義務ハ其特別ナル」デ宜シイ

(南部委員) 「其特別」ヲ宜シイ、然シテ下ノ「其」ヲ取テ仕舞
 フ
 (栗塚報告委員) 下ノ「其」ハ入用デ御座イマス
 (委員長) 下ノ「其」ハ無クテ宜シイ
 (松岡委員) 「此等ノ義務ハ其特別ナルモノニ付キ關係アル事項
 ニ於テ之ヲ定ム」デ宜シイ
 (南部委員) 「此等ノ義務ハ其特別ナルモノニ付テハ其關係アル
 事項ニ於テ之ヲ定ム」ト致シマシヨウ
 (委員長) 其レテ宜シカロウ
 (松岡委員) 表題ノ「法律」ト云フ字ハ餘リ大キ過キヤセヌカ
 (委員長) 總テノコトヲ云ヘハ「法律」ト云ヘル
 (南部委員) 第一章義務ノ原由其中「合意不當ノ利得、損害、法
 律ノ條例」トナツテ居リマス

(委員長) 義務ノ中ノ法律デア
 (栗塚報告委員) 「法律ノ條例」トシタラ宜シカロウ
 (委員長) 「法律ノ義務」トシタラ宜シカロウ
 (松岡委員) 「法律ノ條例」トシテハ如何テス
 (委員長) 表題ト云フモノハ中ノコトヲ包含シテ居ル、之ハ法律
 ト云ヘハ法律ノ全体ヲ云フコトニナルカラ權利モアレバ義務モア
 ル、其中ノ片端ヲ「法律」ト云フノハ可笑イ
 (栗塚報告委員) 併シ三百十六條カラ出タノデ御座イマス
 (委員長) 「法律上ノ義務」ト云ヘハ宜シイ
 (南部委員) 法律上ノ義務デナイモノハ一モナイ、之ハ前ニ表題
 チ擧ケタノデアリマスカラ
 (委員長) 義務ニ關スルモノハ之計リト云フコトハナイ
 (松岡委員) 「ボアソナード」モ左様思ツタト見ヘテ註解ニ書イ

テアリマス

(委員長) 之ハ人ノ辨ヘルノテナイ、法律ガ命スルモノダト云ヘハ

(栗塚報告委員) 第一章ノ初ノニ「左ノ諸件ヨリ生ス」ト云フノガ源デアルニ、源ヲ示シテ於テ出來タモノヲ示スニハ及ヒマセン
(渡委員) 「ボアソナード」ガ書換ヘテ來タノハ理由ガアロウガ、書換ヘテ分ラヌ

(南部委員) 分ラヌケレバ兎モ角モ、分ルナレバ「ボアソナード」ガ改メテ來タノタカラ直スニハ及ハヌト思ヒマス

(渡委員) 意味ヲ害セヌカラ直シ度イト思フ、意味ヲ害スルナラ小刀細工デ直スコトハ出來ナイ、原案者ノ文章ヲ動カスノテナイカラ差支ナイ

(清岡委員) 之ハ色々ノモノヲ付ケレバ不味クナル、鳥渡見レバ

付ケタ方ガ分ルガ、段々此法律ヲ研究スレバ分ル

(渡委員) 「第四節法律」ト云フノハ分ラヌテナイカ

(南部委員) 人事モ人ノスルコトハ皆人事デシヨウ

(栗塚報告委員) 元トノ様ニスルト「義務ノ原由ナル法律」トシナケレバナリマセン

(鶴田委員) 「法律ノ條例」トスレバ宜シイ

(村田委員) ソレガ宜シイ

(松岡委員) ソレデ宜シイ

(南部委員) ソレナラ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレテハ「法律ノ條例」ト致シマス

(清岡委員) 法律ノ條例ハ可笑シイ

(委員長) 「法律ノ條例」トスルカ、一項ハ二項ノ様ニ書ケヌカ

(栗塚報告委員) 「負ハシメラル」ハ「負ハシム」トシマス

(委員長) 一項ヲ「養料ノ義務但親屬及ヒ姻屬ノ間ノ義務」トシテハドウダ

(粟塚報告委員) 八十八條ガ恰度此ト同ジテ御座イマス

(委員長) 彼レトハ違ウガ強テ主張スル譯テハナイカラ先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第四節 法律ノ條例

第四百條 或ル義務ハ人ノ現時ノ所爲ニ拘ハラス法律ニ依リ負ハシム即チ左ノ如シ

或ル親屬及ヒ姻屬ノ間ノ養料ノ義務

後見人ノ義務但宥恕又ハ免除ヲ許サ、ル場合ニ限ル

共有者及ヒ相隣者ノ間ノ義務但地役ヲ爲サ、ルトキニ限ル

此等ノ義務ハ其特許ナルモノニ付テハ其關係アル事項ニ於テ之

ヲ定ム

第四百一條朗讀ス

第二章 義務ノ效力

前置條例

第四百一條 義務ノ主タル效力ハ下ノ第一節第二節及ヒ第三節ニ記載シタル區別ニ從ヒ其義務ノ履行ノ爲メ又不履行ノ場合ニ於テハ從トシテ損害賠償ノ爲メノ訴權ヲ債權者ニ與フルニ在リ(第千四百二十二條、伊民第千二百十八條)

右ノ外義務ノ前記ノ效力ニハ第四節ニ定メタル如キ義務ノ種類ノ様體ニ隨ヒテ廣狹アリ

(松岡委員) 「契約者カラ義務者ニ負ハシムル效力ハ」ト降ツテ來ナケレバナラヌカ

(粟塚報告委員) 一番大切ノ效力ハ私ガ義務ガアル、粟塚ノ義務

ノ結果ガ貴君ニ斯様ナ權利ヲ與ヘテ裁判所ヘ訴ヘルコトガ出來ル、其訴ヘ方ガ二ツアル、直接ニ履行ノコトモアリ又履行シナイコトモアル、契約ノ目的ハ何カト云フト、訴權ヲ與ヘルト云ヘルカモ知レヌ法律ノ條例デ栗塚ニ義務ガアルト云タトキハ私ノ親父ハ私ヲ訴ヘテ錢ヲ出サセル功力ガアルト云フノテス

(鶴田委員) 功力ガ訴ヘサセルカ

(栗塚報告委員) 功力ハ訴權ヲ與ヘルニ在リト云フコトテス

(委員長) 翻譯ハ立派ニ出來テ居ル

(栗塚報告委員) ニテ先キヘ説明シテ行キマスガ直接ノ履行ノ爲ノノ訴權ト損害賠償ノ訴權ト二ツアリマス、第一節ハ直接ノ履行、第二節ハ損害賠償ノ訴權ヲ云フノテス、直接ノ履行ヲサセヌトキハ損害賠償ニナルト云フノガ故ノ大主眼デ御座イマス

(尾崎委員) ドウモ宜シイ様デス

(栗塚報告委員) 「諸種ノ様體」ノ「體」ノ字ハ「態」ノ字デ御座イマス、之ハ翻譯デ直リマス

(南部委員) 「態様」ト云フコトハアツタガ、「様態」ハ始メテダ三百廿八條ニ「態様」トアル

(栗塚報告委員) 三百廿八條ノ「態様」ハ首デヤルノテ、之ハ有期トカ、無期トカ、條件附トカ、條件無シトカ云フコトテス

(南部委員) 家ヲ顛倒シタ丈ケテハ困ル

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「様體」トアルヲ「様態」ト改ム

第四百二條朗讀ス

第一節 直接ノ履行ノ爲メノ訴權

第四百二條 義務ノ方式及ヒ實旨ニ從ヒ其義務ノ直接ノ履行カ債

債権者ヨリ求メラレ且債務者ノ身體ヲ拘束セスシテ得ラル、コトヲ得ル總テノ場合ニ於テハ裁判所ハ其直接ノ履行ヲ命スルコトヲ要ス

引渡スヘキ有體物ニシテ債務者ノ財産中ニ在ルモノニ關シテハ裁判所ノ威權ヲ以テ之ヲ差押ヘ債權者ニ引渡ス

行フヘキ所爲ニ關シテハ裁判所ハ債務者ノ費用ヲ以テ第三者ニ之ヲ行ハシムルコトヲ債權者ニ許ス(第千四百四十四條)

爲サ、ルノ義務ニ關シテハ債權者ハ義務ニ背キ爲サレタルモノヲ亦債務者ノ費用ヲ以テ毀滅セシメ及ヒ將來ノ爲メ適當ナル處分ヲ爲スコトヲ許サル(第千四百四十三條)

總テノ此等ノ場合ニ於テ損害アルトキハ其賠償ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

債務者ニ對スル強制執行ノ方法ハ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

修正按 第四項爲サ、ルノ上ニ「又」ノ一字ヲ加ヘ債務者ノ上ノ「亦」ノ一字ヲ刪除ス

(松岡委員) 方式ト云フノハ何ト講釋シテ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 義務ニ公正證書デナクテハ出來ナイモノモアリ、然ラサルモノモアル、ソレデ贈與ノ如キハ是非公正證書デナケレバナラヌト云フトキハ「ホルム」ニ從ハナケレバナラヌト云フトス

(鶴田委員) 第四ノ終リノ「許サル」ハ「許ス」デ宜シカロウ

(南部委員) 前ニ「債權者ハ」トアレバ終リハ「許サル」トシナケレバナリマセン

(清岡委員) 第四ノ「爲サレタル」ハ前ノ方ハ「爲シタル」トナツテ居ル

(南部委員) 「債權者ニ許ス」トシナケレバナリマセン

(栗塚報告委員) 「爲シタルモノヲ債務者ノ費用ヲ以テ毀滅セシ
ノ及ヒ將來ノ爲ノ適當ナル處分ヲ爲スコトヲ債權者ニ許ス」トシ
テ前ノ「債權者」ヲ刪リマス

(松岡委員) ソレガ宜シイ

(清岡委員) 三項ノ「行フヘキ」ヲ「爲スヘキ」トシタラ宜シカ
ロウ

(松岡委員) 「爲スヘキ」ト「行フヘキ」トハ違ウ

(栗塚報告委員) 「引渡スヘキ」ト云タラ「爲スヘキ」ト云ハナ
イノテス、實行スヘキ義務ハ大工ガ家ヲ建レバ建テヤル、其トキ
久次ト云フ大工ガシナイキハ八兵衛ト云フ大工ニサセテ宜シイ
(鶴田委員) 「方式及ヒ實旨」ト云フノハ是レ迄無イ様デ御座イ
マス

(栗塚報告委員) 「實旨」ト云フノハ中ニ入テ居ルモノテス

(鶴田委員) 「實ノ旨」ト云フダロウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 「得ラル、コトヲ得」ハ宜シウ御座イマスカ

(鶴田委員) 「得取スルコトヲ得」ト同シタカラ宜シイ

(委員長) ソレテハ是レ迄トシテ次キニ三百廿九條ノ改正案ヲ議
シマス

本條ハ左ノ如ク決ス

第四項又爲サ、ル義務ニ關シテハ義務ニ付キ爲シタルモノヲ債
務者ノ費用ヲ以テ毀滅セシメ及ヒ將來ノ爲ノ適當ナル處分ヲ爲
スコトヲ債權者ニ許ス

他ハ原案ニ決ス

第三百廿九條改正案朗讀ス

民法第三百二十九條左ノ如ク改正ス

第三百二十九條第一項舊第一項ノ儘

第二項 又受諾ハ提供者ニ知ラレサル間ハ言消サルルコトヲ得

第三項 提供ハ受諾ノ爲ノ明示又ハ黙示ニテ許與セラレタル期間ノ滿了ノミニ因リ終ル

第四項 提供ヲ受ケタル者カ其受取ヲ出シタルトキ即チ明示又暗示ノ期間内ニ之ニ答フルコトヲ留保スル旨ヲ書面ニ依リ又ハ其他ノ方法ニ依リ述ヘタルトキハ提供者此期間ノ滿了前ニ提供ヲ言消スコトヲ得ス

第五項 舊第二項ノ通

第六項 舊第四項ノ通

(清岡委員) 三項ハ如何ナル意味ダロウ

(尾崎委員) 三項ノ「提供ハ受諾ノ爲ノ明示又ハ黙示トアリマス、之ハ買チウト云フ受諾テスネ

(栗塚報告委員) 私ノ方カラ賣ルノハ三日ナリ四日ナリ時チ上ケルカラ此間ニ受諾ナサイト云フノテス

(松岡委員) 之チ買ハナイカト云フトキ御前サンノ云フ通り三日ナリ四日ナリ緩リト考ヘテ返事ヲ致シマショウト云フノカ

(清岡委員) 受諾者ノ方カラ三日待テ呉レト云フノテスカ

(南部委員) 左様テス

(清岡委員) 七日待テ呉レト云テモ仕方ガナイ返事ヲ出ストキ御申越ノ趣承知シタ少シ勸考スルカラ五日待テ呉レト云フトキ其間待タナケレハナラヌト云フノハ困ル

(松岡委員) 三日ノ内ニ返事ヲ呉レト云フトキ承知致シタ、三日ノ間ニ返事ヲシ様ト云フトキタロウ

(南部委員) 左様テス

(松岡委員) 「暗示」ハ「黙示」ダロウ

(栗塚報告委員) 原書ハ同シコトテス

(委員長) 「默示」ト直シマシヨウ、此意味ニ付テハ論ハ無イ様
テスカラ文字ノ悪ルイ處ハ變ヘマシヨウ

(松岡委員) 左様テス、適當ナ様テス

(栗塚報告委員) 一項ハ「之ヲ受諾スルコトヲ得」デ御座イマス

(清岡委員) 「セラルルコトヲ得」ノ方ガ宜シイト思フ

(南部委員) 珍説ヲ御出シニナルネ

(委員長) 前ニ「之ヲ」ト云フコトガアル

(栗塚報告委員) 「之ヲ」元宜シウ御座イマス

(清岡委員) 「提供者カ言消サ、ルトキハ受諾スルコトヲ得」ト
云フト提供者カ受諾スル様ニナル

(栗塚報告委員) ソレテハ意味ガナクナル

(委員長) 少し清岡サンノ云フ氣味ガアル

(松岡委員) 言消ス方ハ二項ニ出シテ來マスカラ

(委員長) 受諾ハ主ニ云フタケレトモ「受諾ハ」ト最初ニ書イテ
アレバ宜シイガ、一番仕舞ヒニ「受諾」ト云テアルカラ少し清岡
サンノ云フ氣味ガアル

(南部委員) 一項ハ之ヲ御置キニナツテモ宜シウ御座イマス「受
諾者之ヲ受諾スルコトヲ得」ト御ヤリニナツテハ如何テス

(尾崎委員) 一項ハ元トノ通りテ宜シイ

(栗塚報告委員) 「其者之ヲ受諾スルコトヲ得」トシテハ如何テ
ス

(委員長) 其者ガ受取ル者ヲ指ストハ云ヘヌ

(清岡委員) 「受諾セラル、」ト云フノハ提供者ガセラル、ト思
テ居ルノテス、毎モノセラル、ニハ見ヘナイ

(委員長) 「受諾者之ヲ受諾スルコトヲ得」デ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 又受諾者トハ云ヘナイカラ其者之ヲ受諾スルガ
宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 受ケタル者之ヲ受諾スルガ宜シイ

(南部委員) 「其者」トスレバ少シモ差支アリマセン

(鶴田委員) ソレテモ宜シイ

(尾崎委員) 此儘デ宜シイ

(委員長) 「其者之ヲ受諾スルコトヲ得」トスルカ

(栗塚報告委員) 左様テス、二項ハ「之ヲ言消スコトヲ得」トナ

リマス

(松岡委員) ソレテ宜シイ

(南部委員) 三項ハ「許與セラレタル」ハ「許與シタル」トナリ

マス

(松岡委員) 「期間ノ滿了ニ因テ了ル」テ宜シイ

(清岡委員) 其様ナコトハ改ノルニ及ハヌ

(栗塚報告委員) 「ノミ」ハアル方ガ宜シイ

(委員長) 「ノミ」ハ關ラヌ方ガ宜シイ、四項ハ如何テス

(南部委員) 四項ハ宜シイ

(栗塚報告委員) 貴君ガ栗塚ダト仰シヤレバ私テス

(鶴田委員) 「其受取」ハ提供ノ受取テスカ

(南部委員) 御申込ガ届キマシタト云フノテス

(清岡委員) 「受取」ハ入ラヌテハナイカ

(南部委員) 「其受取ヲ出サ、ルトキ即チ」ハ入リマセン

(村田委員) 入ラヌタロウ

(松岡委員) 有テモ宜シイ

(栗塚報告委員) 「受取ヲ出シタル」ト云フノハ悪ルウ御座イマ
ス、受取ト云フノテハアリマセン、貴君カラ云フタノチ承知シマ

シ、タト云フノテ御座イマス、併シ書面デ云フテヤレバ格別デ御座
イマス、ソレテ説明カシテ見レバ書イタモノカ又ハ黙示デ御座イ
マス、私ノ考ヘテハ執レカト申セハ「明示又ハ黙示ノ期間内ニ之
ニ答フルコトヲ留保スル旨ヲ書面ニ依リ」テ御關リニナツタ方
宜シカラウト思ヒマス、承知シタト云フコト計リデ宜シイ
（南部委員） 日本ノ受取ト云フノハ何ヤラ分ラヌ、留保シタノ迄
認ノルノハ難イ

（栗塚報告委員） 「受取ヲ渡シタルトキ又ハ」デ御座イマス

（渡 委員） 「又ハ」トシテ「其受取ヲ出シタル」ハ關ルガ宜シ

イ

（委員長） 關テモ宜シカロウ、尤モ著作ニ云フガ宜シイ

（渡 委員） 明示ノ下ノ「又」ハ「又ハ」トスルガ宜シイ

（栗塚報告委員） 左様テス

（委員長） 五項ハ如何テス

（松岡委員） 提供即チハ關テ宜シイ

（委員長） 關テモ宜シカロウ

（南部委員） 「提供ヲ爲シタル者」ガ宜シイ

（委員長） ソレデ宜シカロウ

（松岡委員） 郵便電信ハ此處ハ漠然トシテ居ルガ、商法テハ委シ

ク云フテアル

（鶴田委員） 商法トハ少シ違ウ

本條ハ左ノ如ク決ス

提供即チ言込ヘ之ヲ受ケタル者ニ知ラシメテ言消サ、ル間ハ其
者之ヲ受諾スルコトヲ得

又受諾ハ提供者ニ知ラレサル間ハ言消スコトヲ得

提供ハ受諾ノ爲メ明示又ハ黙示ニテ許與シタル期間ノ滿了ノミ

ニ因テ終ル

提供ヲ受ケタル者カ明示又ハ默示ノ期間内ニ答フルコトヲ留保
スル旨ヲ書面ニ依リ又ハ其他ノ方法ニ依リ述ヘタルトキハ提供
者此期間ノ滿了前ニ提供ヲ言消スコトヲ得

提供ヲ爲シタル者カ死亡シ又ハ契約スルノ無能力ニ陥リタルト
キハ他ノ當事者ノ受諾ハ其未タ此事實ヲ知ルニ至ラサル間ハ無
效ナリ

末項ハ原案ノ通り

于時午后第五時閉會

昭和十三年九月十六日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

